

バリアフリー法における 移動等円滑化促進方針・基本構想の 策定促進について

令和7年1月31日

国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課



国土交通省

- バリアフリー法の概要等について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）について
- バリアフリー基本構想について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の作成状況と作成促進について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の同時作成について
- 都市計画・立地適正化計画等とバリアフリー計画（マスタープラン・基本構想）の連携について
- 補助事業の紹介について

- **バリアフリー法の概要等について**
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）について
- バリアフリー基本構想について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の作成状況と作成促進について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の同時作成について
- 都市計画・立地適正化計画等とバリアフリー計画（マスタープラン・基本構想）の連携について
- 補助事業の紹介について

S45

障害者基本法 成立

H 6

ハートビル法 施行

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）

- 建築物のバリアフリー化を促進するための法律

H 7

高齢社会対策基本法 成立（平成7年法律第129号）

- 高齢社会対策を総合的に推進するための基本法

H 12

交通バリアフリー法 施行

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）

H 13

公共交通機関旅客施設の移動等円滑化整備ガイドライン策定

H 15

- ハートビル法改正

H 18

バリアフリー法 施行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

- ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充
- 建築物、旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園等の一体的・連続的なバリアフリー化を促進するための法律

「障害者の権利、尊厳の保護、促進に関する包括的、総合的国際条約」採択（2006年国連総会）

- (2ヶ国の批准により2008年5月に発効。日本は2007年9月に署名し、2014年1月に批准。)

H 23

ハード整備は着実に進展

「障害の社会モデル」の理念の浸透

改正障害者基本法 成立

H 28

障害者差別解消法 施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

- 国、行政機関等に対する「差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」の義務付け
- 事業者に対する「差別的取扱いの禁止」の義務付け、「合理的配慮の提供」の努力義務付け

H 30

改正バリアフリー法（H 30改正）

- 共生社会の実現等の基本理念を明記、地域のバリアフリーマスターplan制度の創設、当事者の評価を施策に反映する法定会議の設置

東京オリンピック大会に向けた機運の高まり
ハード対策に加えてソフト対策強化の要請

R 2

改正バリアフリー法（R 2改正）

- 「心のバリアフリー」の推進など更なるソフト対策の強化（バリアフリー教育の充実、車椅子用駐車スペース等の適正利用の推進 等）

改正障害者差別解消法 成立

- 事業者による「合理的配慮」の義務化 等
→令和6年4月1日から施行

※令和2年法改正の内容について、**赤字**は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 基本構想の指針
- 情報提供に関する事項

- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項**
- その他移動等円滑化の促進に関する事項

- 移動等円滑化促進方針(マスターplan)の指針

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

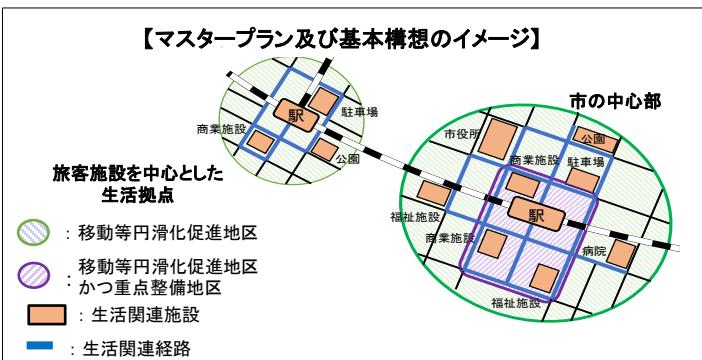
3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、**新設等は義務、既存は努力義務**
- 新設等・既存にかかわらず、**基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進**
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務
(一定規模以上の公共交通事業者等)



4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成するマスターplanや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- 基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び**「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスターplanには具体的な事業について位置づけることは不要)
- 定期的な評価・見直しの努力義務



5. 当事者による評価

- ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)

背景

- ▶ 基本方針における第2次目標は令和2年度までを期限としていたため、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただき**ながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、令和2年12月に**新たな目標をとりまとめた。**

(第8回検討会：令和元年11月15日、第9回検討会：令和2年1月16日、第10回検討会：令和2年6月17日、第11回検討会：令和2年11月18日)

第3次目標の設定に向けた見直しの視点

- ・第2次目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・第3次目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意**。

- ▶ 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化**の一層の推進
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
- ▶ **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
- ▶ **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
- ▶ 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」^(※2)の推進**

※1：新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果（例えば、過去3年度における平均値を用いる）も考慮したうえで、取組む

※2：「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

目標期間

- ・第2次目標：平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までの10年間
 - ・第3次目標：社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**5年間**とした。^(※3)
- ※3：新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

- バリアフリー法の概要等について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）について
- バリアフリー基本構想について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の作成状況と作成促進について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の同時作成について
- 都市計画・立地適正化計画等とバリアフリー計画（マスタープラン・基本構想）の連携について
- 補助事業の紹介について

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等※が利用する施設が集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

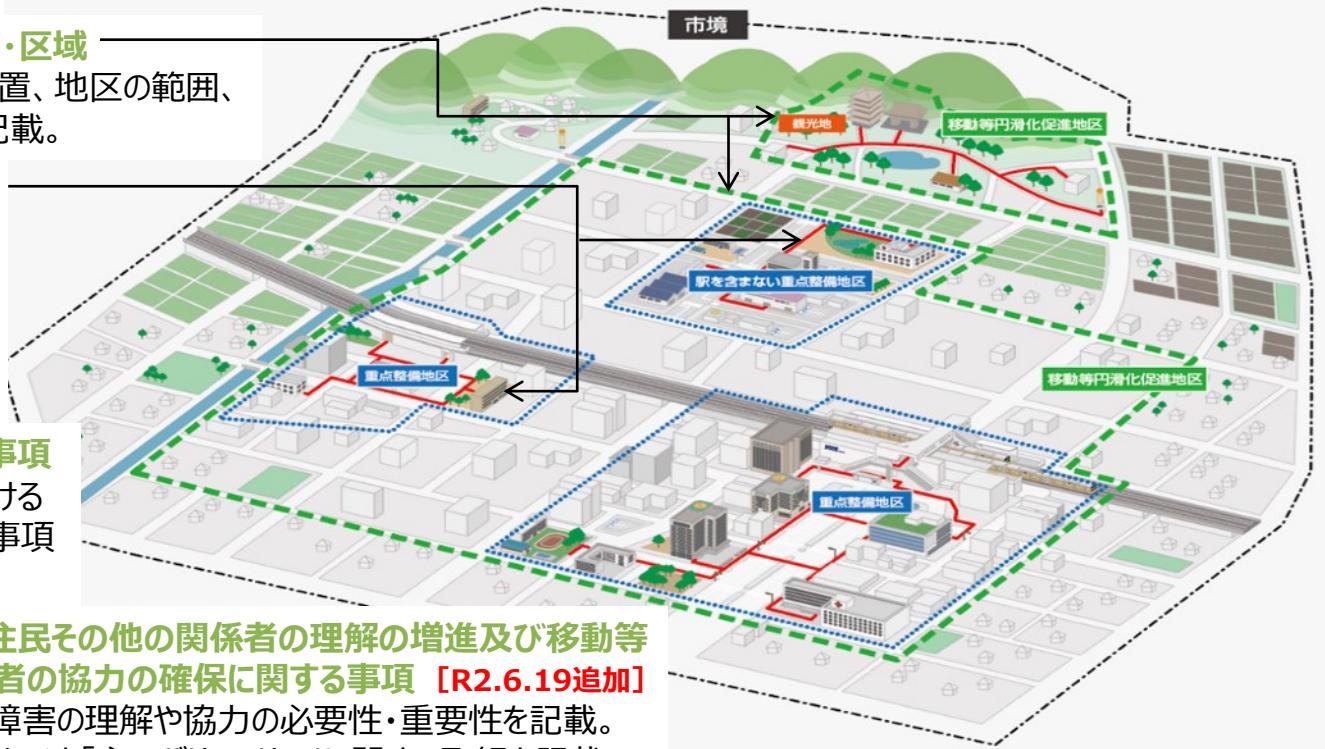
○ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。



● 移動等円滑化の促進に関する事項

- 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 [R2.6.19追加]

- 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。

○ 行為の届出に関する事項

- 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)作成のメリット

○ 事業に関する調整の容易化

- 市町村が目指すバリアフリー化の方向性を示すことにより、複数の関係者間で認識が共有され、事業者に事業化に向けた準備期間を設けることができる。
 - 後述の届出制度を通じて事業者との調整が可能となるなど、段階的な施設のバリアフリー整備が可能となる。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- マスター・プランにバリアフリー・マップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

以下の施設の管理者等に求めることができる

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無

障害者用のトイレや駐車施設の有無・数

バリアフリーマップの 作成例（高槻市）



○ 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

- 旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、事前に改修工事の内容等を市町村に届け出てもらうことが可能となり、連続したバリアフリー化が確保されるよう改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、施設間の連携を図ることができる。

届出対象範囲

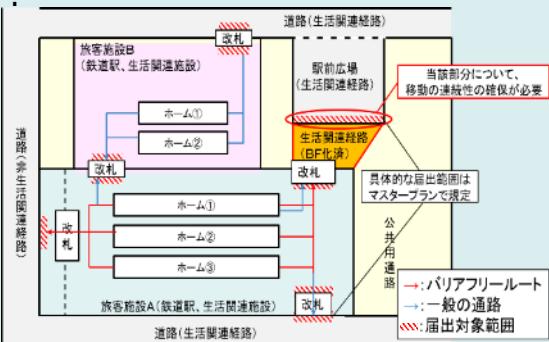
以下の施設間の出入口部分が対象

- #### ●生活関連施設である旅客施設：

- ・他の生活関連旅客施設
 - ・生活関連経路を構成する道

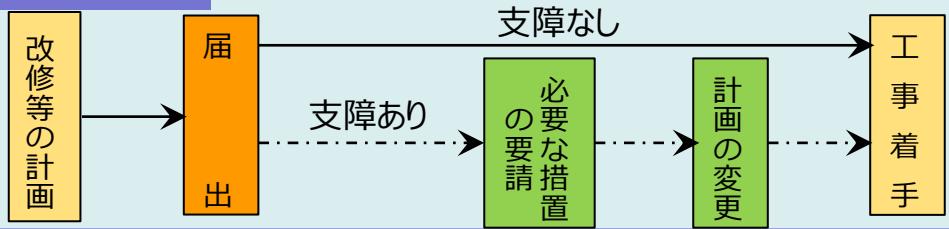
- ## 路法による道路又は市町村

- が指定する一般交通用施設
生活関連経路である道路：
・生活関連旅客施設
・市町村が指定する生活関連
経路を構成する一般交通用
施設



届出の流れ

→工事着手の30日前まで



○ 道路や公園等のバリアフリー化に対する交付金の重点配分

- ・ 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において
歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化を図る場合、
マスターplanに位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金
等の重点配分の対象となる。

地域公共バリアフリー化調査事業活用

- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした「共生社会ホストタウン」に全国で初めて登録されたことを受けて、ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーに取り組むこととの一環として作成。
- 関連計画である中心市街地活性化基本計画等の内容を反映させつつ、都市計画マスタープランや立地適正化計画での位置づけを区域設定に反映。

＜マスタープランの概要＞

- 市の概況： (平成31年4月1日時点等)



人口	164,899人	
世帯数	79,228世帯	
市域の面積	28,665ha	
高齢者数	53,901人	32.7%
身体障害者数	7,090人	4.3%
知的障害者数	1,521人	0.9%
精神障害者数	1,352人	0.8%

- 作成期間：約1年（平成31年3月～令和2年3月）

- 計画期間：5年間（令和2年度～令和6年度）

- 法定協議会：宇部市公共交通協議会

- 利用者の意見反映：①協議会の開催（3回）
 - ②まち歩き点検及びワークショップの開催（各地区1回）
 - ③パブリックコメント（24件）

- 移動等円滑化促進地区：2地区

位置	面積	選定理由
市役所周辺地区	約152ha	・都市中枢機能が集積（都市機能誘導区域） ・中心市街地活性化の対象エリア
宇部駅周辺地区	約72ha	・1日3,000人以上の乗降客がある宇部駅があり、鉄道と路線バスの交通結節点 ・立地適正化計画において「地域拠点」と位置づけ

- 移動等円滑化促進方針の評価・見直しに関する方針：

- ・ 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化に関する措置の状況について、毎年度、調査及び評価を実施。
- ・ 宇部市公共交通協議会に調査結果を報告し、必要に応じて変更。
- ・ 事業化の目処が立った場合には、基本構想の作成へと移行予定。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ 建物や公共交通施設等のバリアフリー化の推進
- ・ 段階的、持続的なバリアフリー化の推進
- ・ 市民一人ひとりがお互いを理解し支え合う、心のバリアフリーの推進

- ・ 市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の取り組み
- ・ 情報のバリアフリー化の推進

※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

◎ 移動等円滑化促進地区①

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- 市役所周辺地区（面積：約152ha）

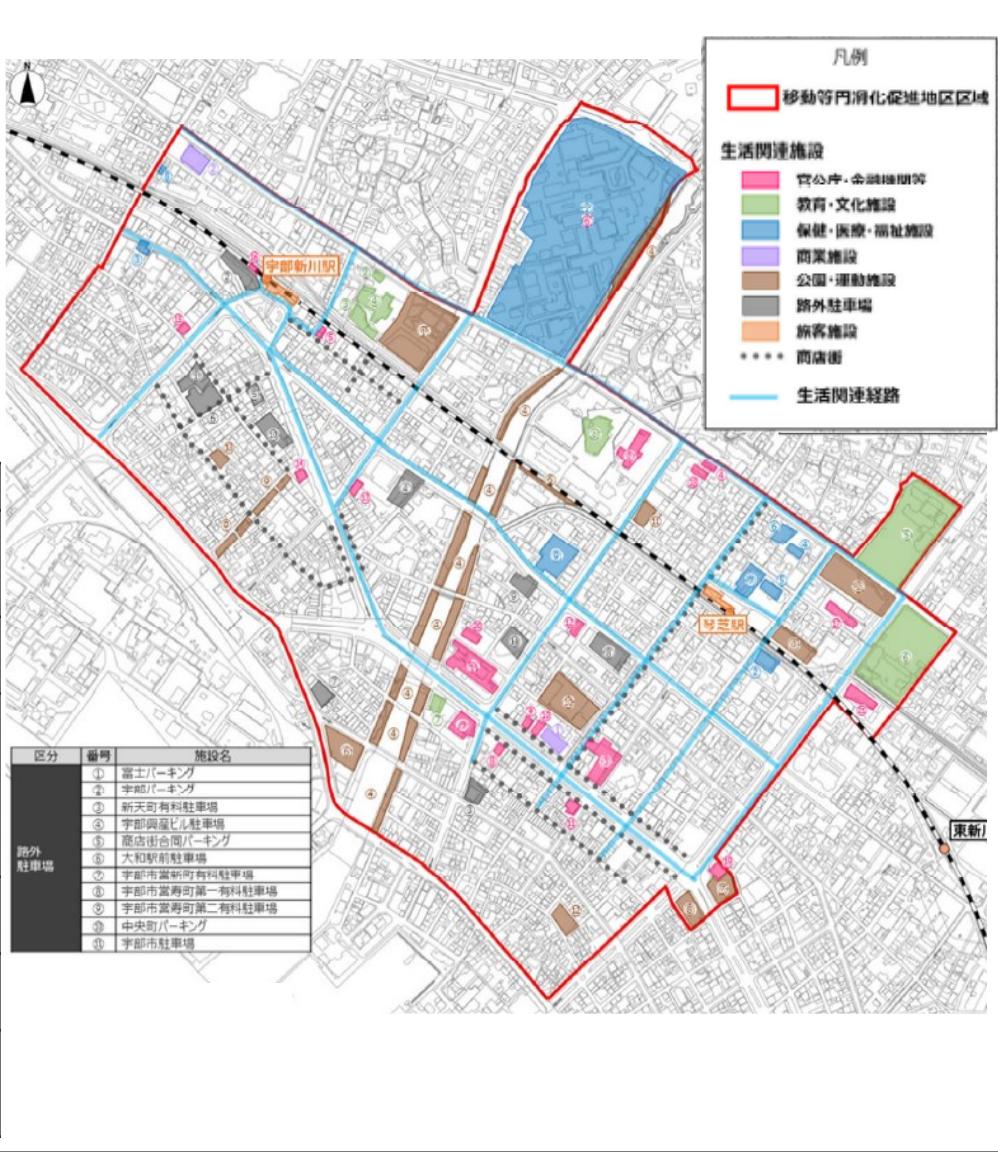
● 主な生活関連施設

- 市役所、保健センター、総合福祉社会館、金融機関、商業施設等
- 旅客施設：JR宇部新川駅、JR琴芝駅

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- 全市的な移動等円滑化の促進に関する取組を示しつつ、地区ごとの取組内容を記載。

取組内容	主な実施主体
市の玄関口である宇部新川駅において交通結節点としての機能充実を図り、市内外からの公共交通によるアクセスの利便性を向上	公共交通事業者
宇部新川駅の駅舎や駅前広場など一体的なバリアフリー化について検討	公共交通事業者（道路管理者）
ユニバーサルデザインに対応した新しい市役所庁舎の建設	宇部市
宇部市バリアフリー化改修助成制度の助成率を引き上げ、民間施設のバリアフリー化を促進	宇部市
都市公園のトイレを多目的トイレに改修する、また点字や多言語等での案内表示の設置	施設管理者
公園や道路など歩行者空間の質的向上を図り、歩いて暮らせる居住空間を整備	施設管理者（道路管理者）
老朽化した視覚障害者用誘導ブロック等の改修や歩道の補修等により路面上の段差や勾配を優先的に改善	道路管理者



※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

◎ 移動等円滑化促進地区②

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- 宇部駅周辺地区（面積：約72ha）

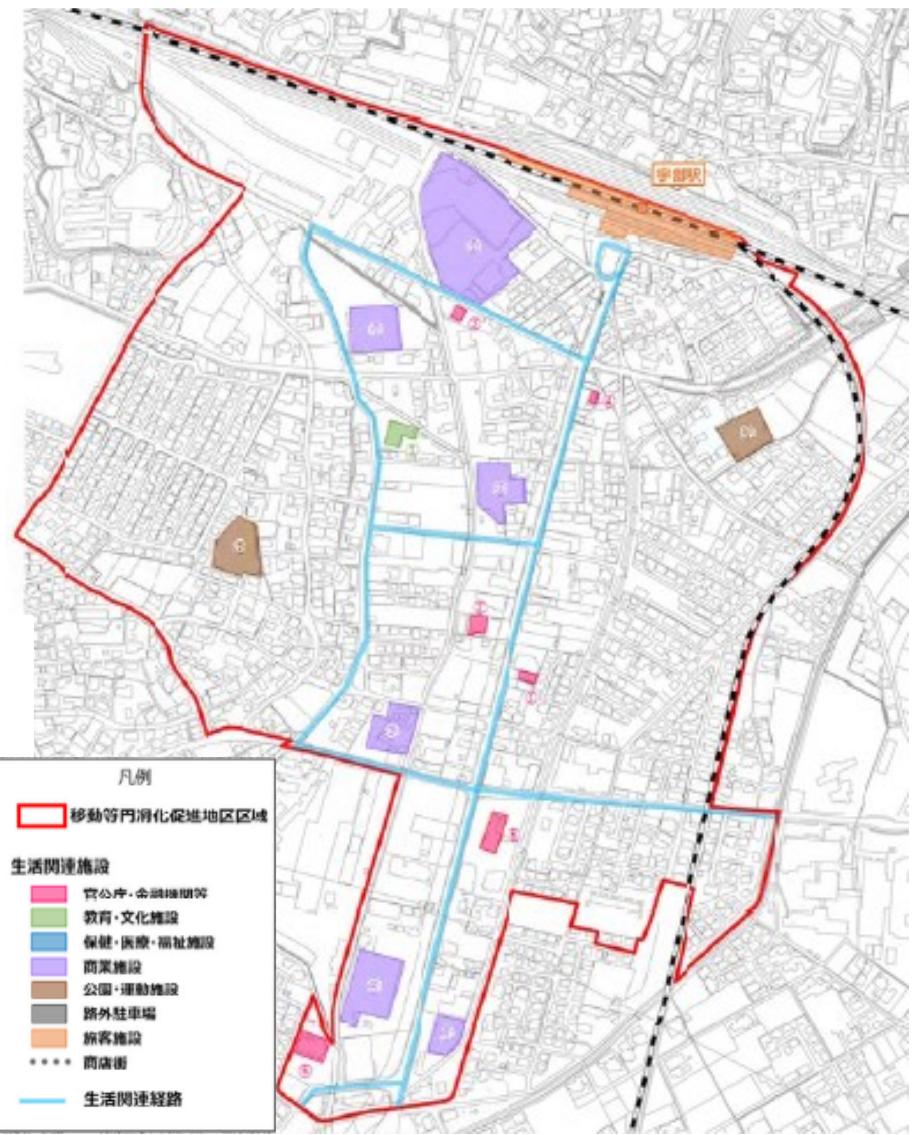
● 主な生活関連施設

- 市民センター、交番、金融機関、商業施設等
- 旅客施設：JR宇部駅

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- 全市的な移動等円滑化の促進に関する取組を示しつつ、地区ごとの取組内容を記載。

取組内容	主な実施主体
西の交通拠点として、宇部駅の交通結節機能を充実	公共交通事業者
JR 宇部駅のバリアフリー化を図るため、エレベーター付き跨線橋等の整備	公共交通事業者 宇部市
駐輪場の増設とともに、利用者のニーズに応じた駅前広場の一体的な整備	公共交通事業者 宇部市
西の玄関口である宇部駅周辺において緑と花と彫刻のまちの印象を与える空間づくりの創出	宇部市
宇部市バリアフリー化改修助成制度の助成率を引き上げ、民間施設のバリアフリー化を促進	道路管理者
段差や傾斜の解消など歩道の維持管理の実施 歩道の補修等により路面上の段差や勾配を優先的に改善	



※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

◎ 行為の届出に関する事項

- 以下の旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、工事着手の30日前までに改修工事の内容等を市町村に届け出もらうことが必要。

届出対象範囲 以下の施設間の出入口部分が対象

位置	旅客施設	道路	届出の範囲
市役所周辺地区	宇部新川駅	市道 宇部新川恩田線 市道 松島町2号線	駅前広場（ロータリー）との連続性確保
	琴芝駅	市道 琴芝町線 市道 琴芝通り南京納川津線	鉄道駅施設との連続性確保
宇部駅周辺地区	宇部駅	市道 宇部駅洗川線	駅前広場（ロータリー）との連続性確保

○ 心のバリアフリーの推進

- 市民、事業者、行政がそれぞれの立場で協力して取り組むべき内容を記載。

主な記載内容

- 市民による心のバリアフリー
 - 市民一人ひとりが「自分ができること」を考え、行動できるような取り組みを推進。
- 事業者による心のバリアフリー
 - 社員・職員教育をはじめとした、利用者の立場に立った心のバリアフリーに向けた意識を醸成するための取り組みを推進。
- 行政による心のバリアフリー
 - 市広報や市ホームページ等を通じて高齢者や障害者に対する知識や理解を促すなど、広報・啓発活動の推進。
 - 移動等円滑化のための事業に対する支援措置の充実。
 - バリアフリー教育の推進などの広く市民に心のバリアフリーの意識を醸成するための取り組みを推進。

○ バリアフリー情報の収集・整理・提供に関する事項

- 各施設設置管理者から年度末までに報告を受け、当該情報を整理し、ホームページ等で公表。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

高齢者や障害者に配慮したエレベーターの設置

高齢者や障害者に配慮したトイレ、駐車施設の設置箇所 等



宇部市登録バリアフリー施設の一覧と地図情報をHPで公表している

※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

<マスタープラン作成後の取組状況>

- ・都市公園への多機能トイレの設置や市営住宅のバリアフリー化など、市施設のバリアフリー化を実施
- ・市内小中学校での多機能トイレ及び洋式トイレの設置や校舎玄関のバリアフリー化（スロープ、手すりの設置）、障害者用駐車場の設置など
- ・店舗等のバリアフリー化改修費の助成率を移動等円滑化促進地区については、1/2から2/3に引き上げ
- ・共生社会ホストタウンジュニアソポーターとホストタウンの相手国であるパラリンピアンのオンラインによる交流
- ・外国人住民のための生活ガイドブックの作成及び市ホームページの対応言語の拡大
- ・「広報うべ」や「議会だより」等の点字・音訳版の配布
- ・宇部志立市民大学共生社会学部を開講し、市民が高齢者や障害に関する理解を深めるとともに、配慮のポイントなどを学ぶ講座を開催
- ・移動等円滑化促進地区内の施設等のバリアフリー化の情報をホームページに掲載



- バリアフリー法の概要等について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）について
- **バリアフリー基本構想について**
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の作成状況と作成促進について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の同時作成について
- 都市計画・立地適正化計画等とバリアフリー計画（マスタープラン・基本構想）の連携について
- 補助事業の紹介について

バリアフリー基本構想とは

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能**となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成等に関する事項

- ・市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

○ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- ・重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- ・生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- ・生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- ・事業内容
- ・対象施設
- ・事業者
- ・整備内容
- ・事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- ・重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ✧ 市街地開発事業との調整
- ✧ 駐輪施設の整備等の市街地改善
- ✧ 交通手段の充実
- ✧ ソフト施策
- 等



バリアフリー基本構想作成のメリット

○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- 特定事業を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進することが可能となる。

○ 公共施設等適正管理推進事業債 (ユニバーサルデザイン事業) の活用

- 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象となる。(充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ）)

対象事業

(総務省作成資料より)

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業やその他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

<バリアフリー改修の例>

- …車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備 等

<その他のユニバーサルデザイン改修の例>

- …授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- 旅客施設におけるバリアフリー整備を公共交通特定事業に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条の規定によらず、地方債の対象経費とすることができる。

○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- 基本構想にバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無、
障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

○ 道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業、都市公園・緑地等事業等において歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化を図る場合、基本構想に位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となる。
- 鉄道駅のバリアフリー化に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の補助率嵩上げの対象となる。

- 主要駅周辺での公共施設整備を契機として、バリアフリー基本構想を策定。
- 策定に際しては、全市的に重点整備地区の候補検証を行い、重点整備地区を1地区決定。

＜基本構想の概要＞

- 市の概況： (平成31年4月1日時点等)



人口	85,190人	
世帯数	35,502世帯	
市域の面積	4,590ha	
高齢者数	23,235人	27.3%
身体障害者数	2,482人	2.9%
知的障害者数	560人	0.6%
精神障害者数	576人	0.6%

- 作成期間：約10ヶ月（令和元年6月～令和2年3月）
- 計画期間：－（上位計画等の変更など必要に応じて見直し）
- 法定協議会：知多市バリアフリー基本構想策定協議会
- 利用者の意見反映：①協議会の開催（4回）
 - ②協議会構成員以外の団体を含む5団体にヒアリング
 - ③高齢者、障害者、子ども連れ及び妊婦を対象にアンケートを実施
 - ④パブリックコメント（10件）

●重点整備地区：1地区

位置	面積	選定理由
朝倉駅周辺地区	約24ha	・市内の主要駅（3,000人／日以上）を中心とした地区的うち、駅利用者数、バス運行路線数、生活関連施設候補数、上位計画における位置づけ、将来プロジェクトの状況を点数化して評価し、総合得点が高く、優先的にバリアフリー化を推進する必要があるとされた

●基本構想の評価・見直しに関する方針：

- 特定事業計画について、各実施主体で情報交換を行い、PDCAサイクルによる継続的・段階的な改善を図る。
- 重点整備地区以外の地区についても、重点整備地区のバリアフリー化の進捗状況等を踏まえつつ、段階的なバリアフリー化の推進を検討。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ①安全・安心な移動経路の整備
- ②人にやさしい、誰もが快適に過ごせる施設の整備

- ③心のバリアフリーや情報のバリアフリーの推進
- ④連携による継続的・段階的なバリアフリーの推進

◎ 重点整備地区

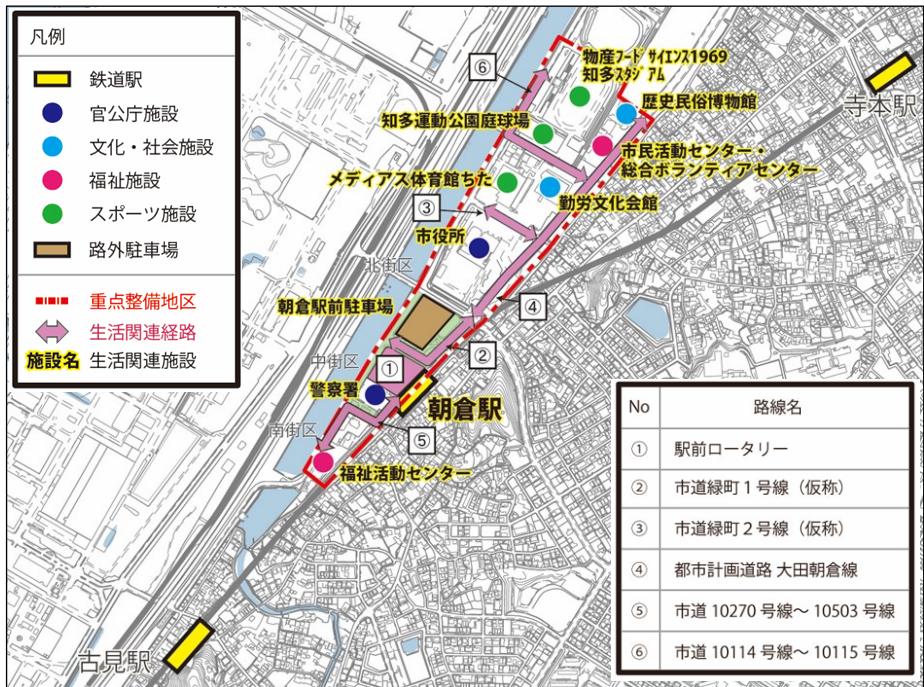
● 重点整備地区の位置・区域

- 朝倉駅周辺地区（面積：約24ha）

● 主な生活関連施設

- 市役所、警察署、勤労文化会館、歴史民俗博物館、新図書館、福祉施設、スポーツ施設、路外駐車場、商業施設等
- 旅客施設：名鉄常滑線朝倉駅（7,326人／日）

生活関連施設及び生活関連経路並びに重点整備地区の区域



● 移動等円滑化に関する事項

- 移動等円滑化の基本的な方針に基づき、各施設における基本的な考え方を定め、新設の施設等及びバリアフリー化されていない経路を特定事業として位置づけ。

生活関連施設の移動等円滑化に関する基本的な考え方

区分	名称	基本的な考え方
旅客施設	朝倉駅	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
官公庁施設	市役所	特定事業に位置付け移動等円滑化を囲ります（新庁舎）
文化・社会施設	勤労文化会館 歴史民俗博物館 新図書館	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します
商業施設など	複合商業施設、ホテルなどの施設	特定事業に位置付け移動等円滑化を囲ります
路外駐車場	朝倉駅前駐車場	特定事業に位置付け移動等円滑化を囲ります（新朝倉駅前駐車場）
福祉施設	福祉活動センター 市民活動センター・総合ボランティアセンター	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します
スポーツ施設	メディアス体育館ちた 知多運動公園庭球場 物産フードサイエンス1969知多スタジアム	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します

生活関連経路の移動等円滑化に関する基本的な考え方

No	路線名	基本的な考え方
①	駅前ロータリー	他の事業（※）に位置付け移動等円滑化を囲ります
②	市道緑町1号線（仮称）	特定事業に位置付け移動等円滑化を囲ります
③	市道緑町2号線（仮称）	特定事業に位置付け移動等円滑化を囲ります
④	都市計画道路 大田朝倉線	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
⑤	市道10270号線～10503号線	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
⑥	市道10114号線～10115号線	特定事業に位置付け移動等円滑化を囲ります

※その他の事業…生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち
特定事業に該当しないもの

◎ 特定事業の位置づけ

- 新設の施設、経路、移動等円滑化されていない経路については特定事業に位置付け。

主な特定事業

特定事業	実施内容
道路 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の凹凸や端部の段差解消 視覚障害者誘導用ブロックの連続的な整備 等
路外駐車場 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> 移動に制約がある方が優先的に利用できる駐車マスをできる限り駅の近くに設置 駐車マスから出入口へのバリアフリーな移動経路の整備
建築物 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> 分かりやすく、見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進 使いやすい多目的トイレの整備 車椅子やベビーカーと人がすれ違うことのできる廊下幅の確保等

▶
具体的な
場所を明記。
され
る場
所を
定事
業が
実施



※凡例：◎必須記載事項、○任意記載事項

○ 心のバリアフリーの推進

- 心のバリアフリーや情報のバリアフリーについて、主に福祉系の計画に紐付けられた取組を位置づけ。

主な記載内容

(5) その他の事業（ソフト対策）

事業種別	バリアフリーに向けた取組	出典
心の バリア フリー	<ul style="list-style-type: none"> 広報ちらしやホームページなどを使用した障がいについての啓発の実施 ユニバーサルマナー（※）の普及に向けた啓発 福祉フェスティバルの開催 広報ちらしやホームページなどを使用した子ども条例の周知による意識啓発と、「子育てきらきら通信」、子育て支援ガイドブック「はっぴい」などによる子育てに関する情報の発信 高齢者向けの講演会や出前講座を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次知多市地域福祉計画 第3次知多市障がい者計画 知多市子ども・子育て支援事業計画 知多市高齢者保健福祉計画第7次改訂
	<ul style="list-style-type: none"> 学校における福祉教育の充実 生涯学習における福祉学習の推進 コミュニティにおける福祉活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次知多市地域福祉計画 第3次知多市障がい者計画
情報の バリア フリー	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方のニーズなどの情報収集と共有化 利用可能な福祉サービスや諸手続きなどに関する情報の提供窓口の充実 広報ちらなどによる福祉サービスに関する情報提供の推進 点訳、朗読、手話、要約筆記などの人材育成を推進 高齢者やその家族による主体的なサービス選択ができる環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次知多市地域福祉計画 第3次知多市障がい者計画 知多市高齢者保健福祉計画第7次改訂

※ユニバーサルマナー…障がい者や高齢者など、自分とは違う誰かのことを思いやり、適切な知識を持って、適切なサポートをするという行動で、すべての人がマナーとして身に付けていられるのが望ましいとされています。

（例として、車いす用駐車施設、障がい者用トイレ等を真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対してサインの設置をすることなどがあります。）

＜特定事業の進捗管理＞

- 特定事業等進捗状況総括表を作成し、事業の実施状況を見える化。

【その他の事業(ハード対策)】

対象施設	事業主体	事業内容	実施予定期間										整備状況	配慮事項
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
生活関連経路① 駅前ロータリー	知多市	歩道の凹凸や端部の段差解消 歩道のセミフラット化 分かりやすく、見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進 視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備 視覚障がい者・聴覚障がい者に対する安全な誘導案の検討 バスやタクシー、車の乗降場所から駅への屋根の設置や、ベンチなどの休憩場所の整備 リフトバスの乗降ができる空間の確保 車いすやベビーカー等使用者が安全・安心で快適に移動できるよう、段差の解消や広い乗降スペースの確保	○	⇒	⇒	⇒							実施中	生活関連経路② 市道10517号線 (市道緑町1号線(仮称)) との整合を図り、事業を実施する。

完成イメージ



＜心のバリアフリーに関する取組状況＞

【その他の事業(ソフト対策)】

対象事業	事業主体	事業内容	実施予定期間										整備状況	配慮事項
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
心の バリアフリー	啓発広報活動 の推進	広報ちらやホームページなどを使用した障がいについての啓発の実施	⇒	⇒									継続実施	
		ユニバーサルマナー(※)の普及に向けた啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
		福祉フェスティバルの開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
		広報ちらやホームページなどを使用した子ども条例の周知による意識啓発と、「子育てきらきら通信」、子育て支援ガイドブック「はっぴい」などによる子育てに関する情報の発信	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
		高齢者向けの講演会や出前講座を開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
福祉に関する 教育の推進	知多市・ 社会福祉協議会	学校における福祉教育の充実	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
		生涯学習における福祉学習の推進	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
		コミュニティにおける福祉活動への支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		

バリアフリー基本構想に位置づけられる特定事業

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業

幅の広い歩道の整備



視覚障害者誘導用
ブロックの設置



路外駐車場特定事業

車椅子使用者用駐車区画
の整備等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター
設置等の段差解消



交通安全特定事業

音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



都市公園特定事業

園路の段差解消
バリアフリートイレの整備等



バリアフリートイレの整備



R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

(想定される事業)

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・バリアフリートイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の
利用疑似体験



タクシー事業者における
ユニバーサルマナー研修

教育啓発特定事業とは

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するため、市町村又は施設設置管理者等（「市町村等」という。）が行う次のいずれかの事業で、市町村が作成する基本構想に位置づけて実施するもの。
基本構想に位置づけることにより、市町村等は特定事業計画を作成し、当該計画に基づいて事業を実施することとなる。

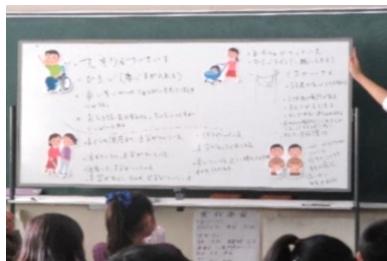
○ 学校連携教育事業（イ号事業） 文部科学省共管

- ・移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

- ✧ 学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室
(障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等) の開催
- ✧ 旅客施設におけるバリアフリー教室の開催

等

※ 学校の教育活動との調和や教職員への過大な業務負担の防止を図るため、連携対象である学校と十分に事前に協議することが重要



小学生へのトイレ利用マナーに関するバリアフリー教室



小学生による公共交通の利用疑似体験

○ 理解協力啓発事業（ロ号事業）

- ・移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

- ✧ 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催
- ✧ 優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示

等



市町村等によるユニバーサルマナーセミナー



車椅子使用者は、クルマの乗り降りに広いスペースを必要としています。
幅の広い駐車区画を必要としない方は一般区画に駐車しましょう。

国土交通省

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用啓発ポスター

心のバリアフリー

- 高齢者、障害者等が、安心して日常生活や社会生活を送ることができるようになるためには、ハード面の整備だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、理解を深め、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要。
- 「心のバリアフリー」に関する取組を、マスター・プランや基本構想に明記することによって、ハード・ソフト両面のバリアフリー化の推進を図ることが重要。

<移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想における心のバリアフリーの取組事例>

○ 理解を深めるための啓発・広報活動の推進

- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する功績のあった者に対する表彰等による**優れた取組の普及・啓発の促進**
- ・ 高齢者、障害者、妊産婦等の抱える困難やニーズ理解の促進のための**各種障害を対象としたマーク・高齢運転者標識・マタニティマーク等の普及**
- ・ **住民の正しい理解を深めるための啓発・広報活動の実施**

○ 実際の行動につなげるための教育活動の推進

- ・ 支援を必要とする方を手助けできるよう、その方法等を解説した**住民向けマニュアルの作成・普及**
- ・ 児童生徒と障害者等との交流促進や車椅子・アイマスクを用いた体験等による**小学校・中学校・高等学校における教育活動の推進**
- ・ 行政機関や企業等の職員が様々な人の多様なニーズにきめ細やかな配慮と応対をできるようにする**接遇マニュアルや教育プログラムの普及・啓発**
- ・ 公共交通機関等を活用しながら高齢者や障害者等の移動の困難さを疑似体験するとともにサポートの方法について学ぶ**「バリアフリー教室」の開催**
- ・ 障害のない人が当事者と関わりをもつことで障害者の特性を理解できるよう**当事者参加型の教育プログラム（ブラインドサッカーやフロアバー等）等の実施**

バリアフリー教室の開催事例 <奈良県香芝市・基本構想>

香芝市の基本構想には、平成30年度と令和元年度に開催したバリアフリー教室が記載されており、小学生の参加者にアンケートを実施し、障害に対する理解や気づきが深まったとしています。

車いす体験の様子



バリアフリー教室（香芝市立開原小学校）アンケート集計結果

日 時：令和元年11月8日（金）9時35分～ 11時30分

場 所：香芝市立開原小学校・体育館等

対象者：小学3年生 70名（2クラス）

アンケート回答数：69

問1 今日の授業でお話した内容は分かりやすかったですか？

わかりやすかった	ふつう	むずかしかった	無回答
50名	14名	5名	0名

問2 「むずかしかった」と答えた理由（むずかしかったところ）

- ・ 車いすの人やめのふじょうな人はとてもたいへんだな、と思った。
- ・ 自がみえない体験が、こわかったから。

「心のバリアフリー」に関する記載事例 <岩手県遠野市・マスター・プラン>

遠野市のマスター・プランでは、マスター・プランの根幹となる「基本方針」において「ともに支え合う心のバリアフリーの推進」を最初に位置づけて、理解や協力の重要性や取組の方向性を明示しています。

【基本方針1】ともに支え合う心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者等が安心して日常生活や社会生活が送れるようにするために、施設整備（ハード面）だけではなく、市民一人ひとりがバリアフリーに対して正しく理解し、互いに協力し合う地域社会づくりが重要です。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、バスケットボールはじめ、障がいのある人との触れ合い等の体験活動を通じて、「心のバリアフリー」を身につけ、すべての人が助け合い、共に生きていく社会（共生社会）を重点的に推進します。

＜方向性＞

・バスケットボールの体験により、障がいへの理解を深めるとともに、バスケットボールを通じて障がいのある人ととの交流を囲り、心の障壁を取り払うように努めます。



・市民に幅広くバリアフリーの意識を高めるための「障がい理解教室（研修）」を開催するほか、障害団体等の活動紹介などを市庁舎・HP等を通じてを行い、市民に対する教育活動・学習機会を提供していきます。取組の実施に向けては関係機関との密接な連携を図ります。

・妊産婦への気配りを促す「マタニティマーク」や障がい者に関するマークなど、各種取組の紹介や市庁舎・HP等を通じて周知することにより、マナーの向上、日常的に困っている人に自然と手を差しのべる意欲醸成に努めます。

- バリアフリー法の概要等について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）について
- バリアフリー基本構想について
- **移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の作成状況と作成促進について**
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の同時作成について
- 都市計画・立地適正化計画等とバリアフリー計画（マスタープラン・基本構想）の連携について
- 補助事業の紹介について

移動等円滑化促進方針（マスター・プラン）作成済み (令和5年度末時点) **44自治体**

都道府県	市町村
北海道	長万部町
青森県	三沢市
岩手県	遠野市 宮古市
秋田県	大館市 秋田市
福島県	福島市 郡山市
茨城県	つくば市
埼玉県	春日都市 戸田市 本庄市
千葉県	千葉市 大田区
東京都	武藏野市 新宿区 日野市 調布市 目黒区 江戸川区 杉並区 世田谷区
	糸魚川市
	小千谷市
	射水市
	富士市
	伊勢市
	堺市
	豊中市
	高槻市
	池田市
兵庫県	明石市
奈良県	奈良市 田原本町
鳥取県	鳥取市
岡山県	岡山市
広島県	吳市
山口県	宇部市
福岡県	飯塚市 田川市 福岡市
	熊本市
	大分市
長崎県	長崎市

計 44市区町

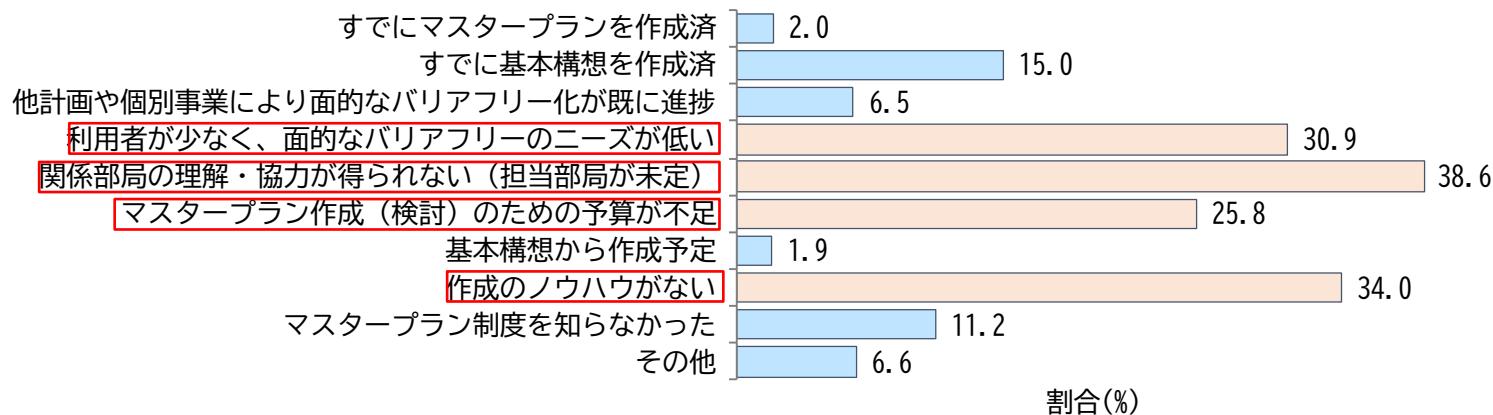
バリアフリー基本構想作成済み (令和5年度末時点) **325自治体**

都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	札幌市	埼玉県	さいたま市	横浜市	静岡市	大坂市	鳥取県	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	小樽市		熊谷市	川崎市	浜松市	堺市	米子市	鳥取市	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	旭川市		川口市	相模原市	沼津市	岸和田市	倉吉市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	室蘭市		所沢市	平塚市	熱海市	豊中市	松江市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	釧路市		東松山市	鎌倉市	三島市	池田市	出雲市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	北見市		深谷市	藤沢市	富士宮市	吹田市	江津市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	苫小牧市		入間市	小田原市	伊東市	高槻市	倉敷市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	江別市		白岡市	茅ヶ崎市	島田市	貝塚市	笠岡市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	千歳市		小川町	逗子市	富士市	守口市	津山市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	滝川市		寄居町	三浦市	焼津市	枚方市	岡山市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	深川市		芦田市	秦野市	藤枝市	茨木市	和束町	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
青森県	富良野市	千葉県	千葉市	厚木市	御殿場市	八尾市	泉佐野市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	東庭市		市川市	大和市	袋井市	泉佐野市	大和郡	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	伊達市		船橋市	名古屋市	泉佐野市	泉佐野市	泉佐野市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	枝幸町		松戸市	伊勢原市	岡崎市	富田林市	泉佐野市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	遠軽町		野田市	鹿嶼町	弥富市	寝屋川市	泉佐野市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	登別市		習志野市	大幡町	瀬戸市	河内長野市	泉佐野市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	音森市		柏市	二宮町	日井市	松原市	東広島市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	盛岡市		市原市	新潟市	豊川市	大東市	廿日市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	一関市		流山市	長岡市	刈谷市	和泉市	廿日市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	宮古市		八千代市	柏崎市	豊田市	箕面市	廿日市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
宮城県	仙台市	新潟県	我孫子市	新発田市	日進市	阿久比町	羽曳野市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	松島町		鏡ヶ谷市	見附市	知多方	門真市	交野市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	秋田市		秋田市	糸魚川市	阿久比町	摄津市	高石市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	大館市		浦安市	上越市	津市	藤井寺市	藤井寺市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	山形市		袖ヶ浦市	南魚沼市	伊勢市	東大阪市	高石市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	南陽市		君津市	湯沢町	松阪市	藤井寺市	藤井寺市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	福島市		千代田区	魚津市	鶴名市	藤井寺市	高石市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	会津若松市		港区	射水市	栗東市	泉大津市	今治市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	郡山市		新宿区	高岡市	金沢市	大津市	松山市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	いわき市		文京区	八千代市	福井市	彦根市	高知市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
茨城県	水戸市	福井県	水戸市	墨田区	敦賀市	長浜市	高知市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	日立市		江東区	甲府市	近江八幡市	近江八幡市	大牟田市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	土浦市		品川区	山梨市	草津市	神戸市	久留米市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	石岡市		目黒区	笛吹市	守山市	姫路市	筑紫野市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	笠間市		大田区	上野原市	栗東市	明石市	周南市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	取手市		世田谷区	松本市	甲賀市	西宮市	古賀市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	ひたちなか市		中野区	岡谷市	野洲市	芦屋市	糸島市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	守谷市		杉並区	高崎市	高島市	加古川市	糸島市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	宇都宮市		豊島区	埼玉市	米原市	宝塚市	佐賀市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	栃木市		北区	茅野市	竜王町	川西市	唐津市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
栃木県	佐野市	岐阜県	荒川区	岐阜市	京都府	兵庫県	奈良県	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	鹿沼市		板橋区	多治見市	福知山市	奈良市	長崎県	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	日光市		練馬区	中津川市	宇治市	長崎市	佐世保市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	小山市		足立区	瑞浪市	向日市	熊本県	熊本県	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	那須塩原市		葛飾区	羽島市	長岡京市	玉野市	玉野市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	下野市		渋谷区	惠那市	八幡市	大分市	大分市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	壬生町		八王子市	美濃加茂市	京都府	宮崎市	宮崎市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	前橋市		武藏野市	土岐市	向日市	大分市	鹿児島県	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	高崎市		三鹰市	岐阜市	長岡京市	宮崎市	鹿児島県	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	伊勢崎市		府中市	瑞穂市	木津川市	大分市	沖縄県	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
群馬県	前橋市	奈良県	調布市	笠松町	木津川市	大山崎町	那霸市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	高崎市		町田市	笠松町	精華町	上牧町	那霸市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	伊勢崎市		小金井市	垂井町	生駒市	生駒市	那霸市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	伊勢崎市		白野市	瑞穂市	御所市	御所市	那霸市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	伊勢崎市		羽村市	垂井町	田原本町	田原本町	那霸市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	伊勢崎市		国分寺市	精華町	和歌山市	和歌山市	那霸市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	伊勢崎市		伊勢崎市	生駒市	橋本市	橋本市	那霸市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	伊勢崎市		伊勢崎市	田邊市	田邊市	高野町	那霸市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	伊勢崎市		伊勢崎市	高野町	高野町	高野町	那霸市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
	伊勢崎市		伊勢崎市	高野町	高野町	高野町	那霸市	市町村	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村

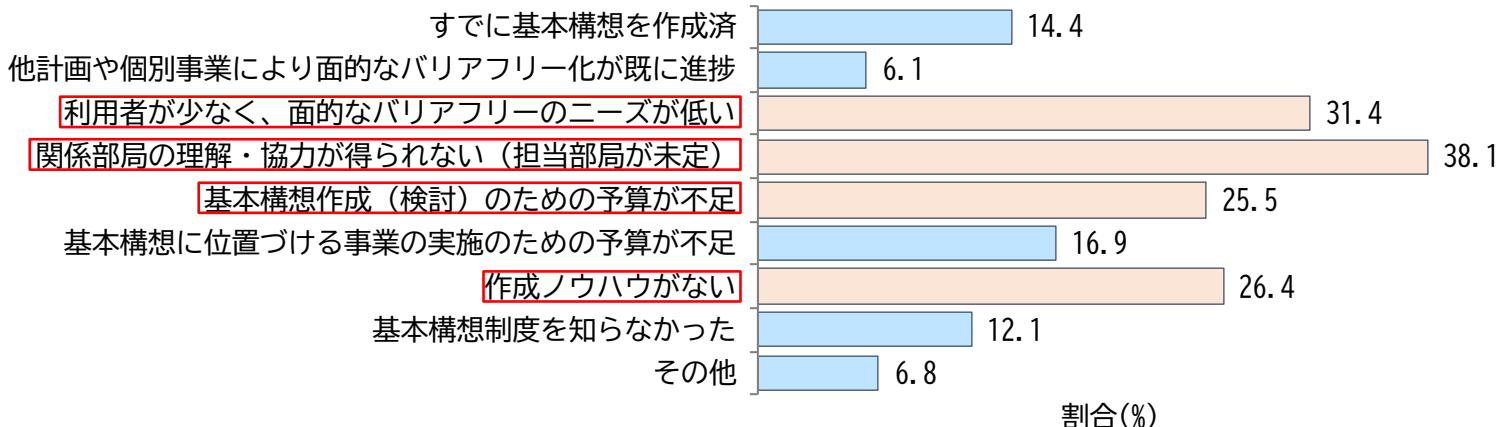
計 325 市区町

- 自治体がバリアフリーマスタープラン、基本構想の作成予定がない理由として、約3割の自治体が作成予算の不足、作成ノウハウの不足、関係部局の理解・協力が得られない、面的バリアフリーのニーズが低いことを挙げている。
- また、地方公共団体へのヒアリングでは、その他に人員体制に余裕がないことや計画の実効性を担保するハード予算の不足等を理由に挙げている。

■移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の作成予定がない理由



■バリアフリー基本構想の作成予定がない理由



«出典» 『移動等円滑化促進方針・基本構想等作成予定等調査（令和5年7月末時点）』

○ 支援ツールの作成

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を令和3年3月に改訂。



- 国土交通省では、市町村が移動等円滑化促進方針（マスター・プラン）・バリアフリー基本構想を新規に作成しようとする場合や、作成済みのマスター・プラン・基本構想を見直す場合に活用できるよう、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を作成・公表している。（平成20年度発行、平成28年度・平成30年度に見直し）
- 令和2年6月一部施行の改正バリアフリー法における移動等円滑化の促進に関する「心のバリアフリー」などのソフト対策の強化や、令和3年4月施行の基本方針改正における移動等円滑化促進地区等の要件の見直し等を踏まえ、令和3年3月に改訂。

ガイドライン改訂の主なポイント

■マスター・プランにおける「心のバリアフリー」に関する記載事項の追加

マスター・プランの必須記載事項となった「心のバリアフリー」に関する事項について、記載すべき内容や記載事例等を追加

■マスター・プランの作成事例の充実

平成30年度に創設されたマスター・プランについて、近年の作成事例における地区設定の考え方や、届出制度、情報提供に関する記載事例を追加

■基本構想に位置づける「教育啓発特定事業」の説明内容を追加

特定事業の類型に追加された「教育啓発特定事業」を位置づける際の留意点や、記載すべき内容、特定事業計画の作成例を追加

■基本構想等の住民提案制度の活用方法や事例を追加

基本構想の住民提案を受けた実績がある市町村や提案したことのある住民団体にアンケート調査を行い、市町村の体制整備や検討方法のポイントや住民提案事例を追加

目次

I. 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容

- 第1章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想とは
- 第2章 ガイドラインの概要
- 第3章 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成にあたって

II. 移動等円滑化促進方針の作成

- 第4章 移動等円滑化促進方針の作成
- 第5章 移動等円滑化促進方針の評価・見直し

III. バリアフリー基本構想の作成

- 第6章 バリアフリー基本構想の作成
- 第7章 バリアフリー基本構想の評価・見直し
- 第8章 特定事業計画の作成



マスタープラン及び基本構想の作成体制としては、**作成担当部局のほか、庁内検討組織、協議会が想定されます。**

バリアフリー整備を円滑に実施するためには、庁内の意思疎通や行政、当事者（住民）、施設管理者等が協力しあって、バリアフリーの計画作成について、必要なタイミングで必要な内容の検討を進めていく必要があります。



Point

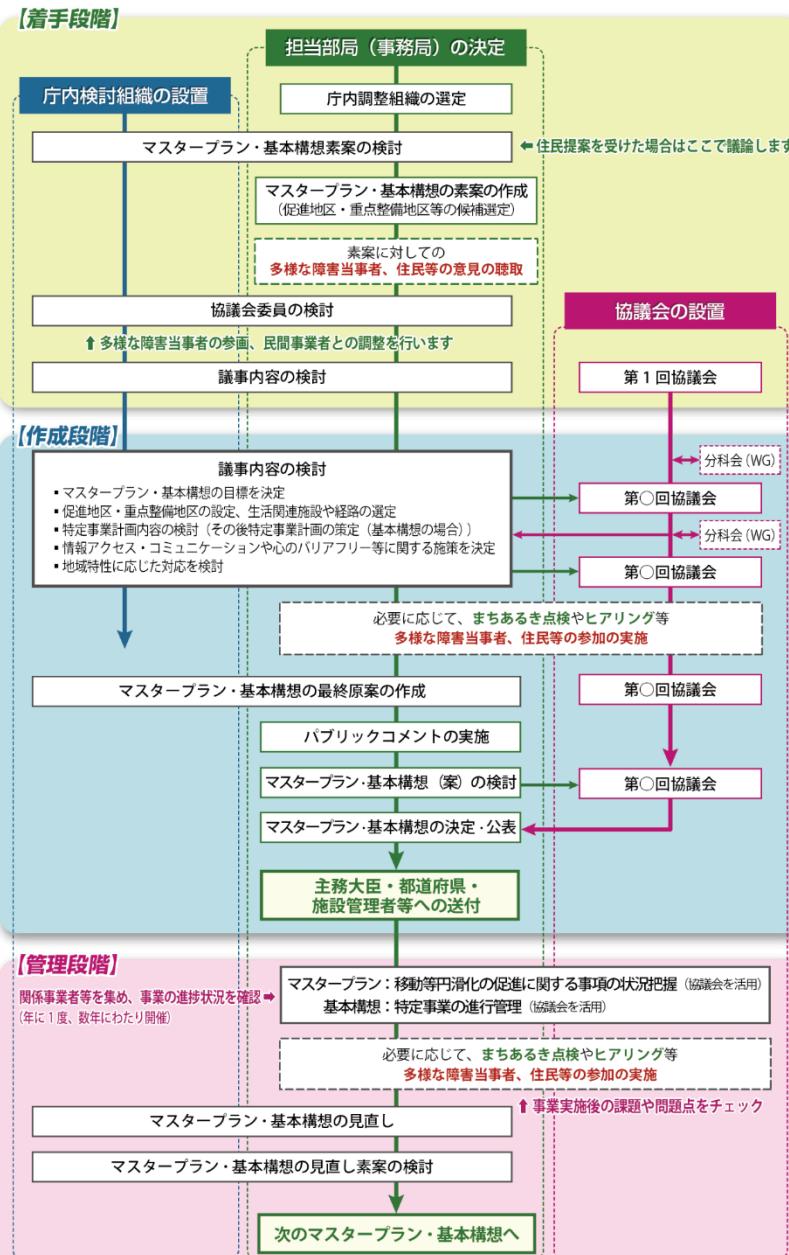
- ☞ マスタープラン及び基本構想を作成するうえで、「まちのバリアフリー化に対して庁内全体で作成体制を築くこと」、「協議会を設置して多様な参加者と議論すること」が最も大切です。
- ☞ マスタープラン作成の際の庁内検討組織や協議会は、その後の基本構想の作成の際に活用することもできます。

作成の手順

計画の評価や見直し等、段階的かつ継続的な取組を推進するための「管理段階」も含めて、マスタープランや基本構想の作成・見直しを実施することが重要。

庁内検討組織と協議会の役割

様々な担当部局が一堂に会する庁内検討組織と、自治体外部の多様な関係者が参画する協議会を相互に活用しながら検討を進めることが重要。



マスタープラン及び基本構想の作成には、まちづくりやバリアフリー、高齢者・障害者の特性等の知識が求められるとともに、関係部局との調整を図りながら進めていく必要があるため、**庁内の実情を踏まえて担当部局を決定**することが重要です。

自治体がマスタープラン及び基本構想に基づき、バリアフリー化を図るべき箇所は多岐にわたります。そのため、多数の関係部局との協議・調整が必要になります。



Point

- ☞ 連携する部局において、バリアフリーに対する理解を深めることが重要です。
- ☞ マスタープラン及び基本構想に関する庁内会議等を定期的に開催し、各部局の理解と連携を深めることが重要です。

■ 担当部局の選定

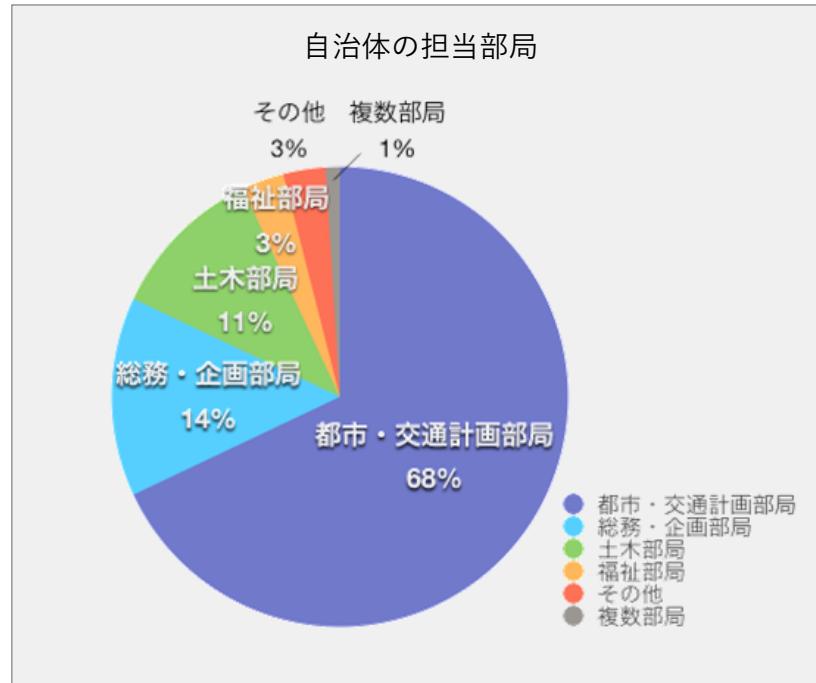
担当部局が定まっていない場合には、都市計画、交通計画、道路、公園、路外駐車場、建築物等都市基盤施設のバリアフリー化に関する関心の高い人や、具体的なアイディアを出せる人材が必要。

近年の各自治体の担当部局をみると、基本構想は都市計画等と密接に関わるものであることから、福祉部局等のみでの対応が難しい場面もあり、都市・交通計画を担当する部署が最も多くなっている。

■ 庁内検討組織の構築

庁内検討組織に参加する部署としては、以下が考えられる。

- 市町村が所有する各施設の整備・管理を担当する各部署（営繕関連）
- 都市計画、交通計画、道路事業、建築確認等を所管する部署（まちづくり・建設関連）
- 高齢者福祉、障害者福祉等を推進する部署（福祉関連）
- ソフト施策や心のバリアフリーを推進する部署（地域活動・教育関連） 等



バリアフリー法第24条の4及び第26条に規定される協議会は、市町村、関係事業者及び利用者間の**協議・調整や合意形成の円滑化・効率化が期待できる**ため、基本的には設置することが望まれます。

また、マスタープラン作成後の移動等円滑化に関する措置の実施の評価や基本構想作成後の特定事業の実施や進行管理のためにも、協議会の存続が有用です。



Point

- ☞ 協議会の構成員は、年齢、性別、障害種別等に偏りがないよう選出することが重要です。
- ☞ 障害当事者団体や地域の実情をよく知る当事者を選出することも重要です。
- ☞ バリアフリー法に規定される構成員を満たしていれば、他の法令に基づいて設置されている協議会制度を活用し、法定協議会として位置づけることも可能です。

協議会の構成員

バリアフリー法に基づく協議会には以下の構成員の参加が想定されており、次のような役割が求められている。

協議会構成員に求められる役割

- マスタープラン又は基本構想を作成しようとする市町村
⇒ 当該自治体の基礎データの提供や協議会運営のための準備等
- 施設設置管理者や公安委員会、特定事業等の実施主体等
⇒ 施設管理者等の視点での、高齢者や障害者等の利用実態や必要な対策に関する情報提供
- 高齢者、障害者等
⇒ 当事者の視点での課題（バリア箇所等）や必要な対策に関する発言、情報提供
- 有識者
⇒ 第三者的な立場で協議会の長として総括
- その他（住民代表等）
⇒ 客観的なデータのみでは分からない、地元の実態に関する情報の提供

協議会の運営に関する留意点

以下のような留意点のほか、特に、協議会運営の様々な段階において、多様な当事者の特性に配慮した対応を心がけましょう。

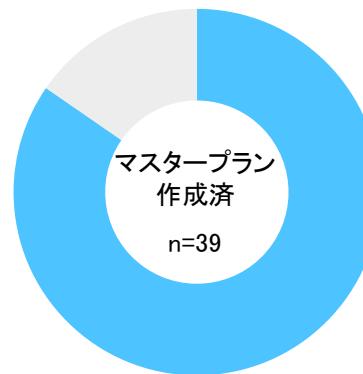
協議会全般

- 事前に十分な**情報提供**が必要
- 検討の**初期段階から**の継続的な議論が必要
⇒ 計画のとりまとめ段階のみではなく、着手・検討の初期段階から継続的に開催
- 施設設置管理者相互の連携・調整
- 特定事業等の**進行管理や事後評価に活用**
⇒ 計画作成後も、計画で定められた事項や、基本構想に位置づけられた特定事業等の円滑かつ効果的な実施、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）のためにも活用
- バリアフリーの取組の評価の実施
- **他の協議会等との連携**
⇒ 地域公共交通の整備は地域のバリアフリー化と密接に関連しているため、活性化再生法の法定会議等との連携が大切

- マスタープランの約85%、基本構想の約76%では、作成時に法定の協議会を設置している
- 計画作成時に、協議会等で意見を聴取した主体として、高齢者の団体等、障害者の団体等(肢体不自由)、学識経験者、他の自治体・都道府県・国が特に多い

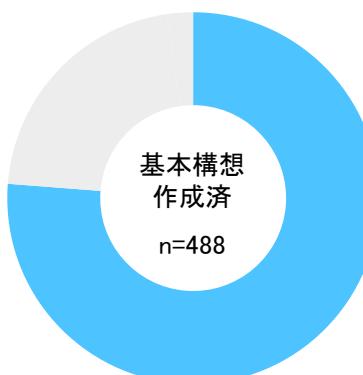
■協議会の設置状況

- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)



法定協議会を設置
84.6% (33計画)

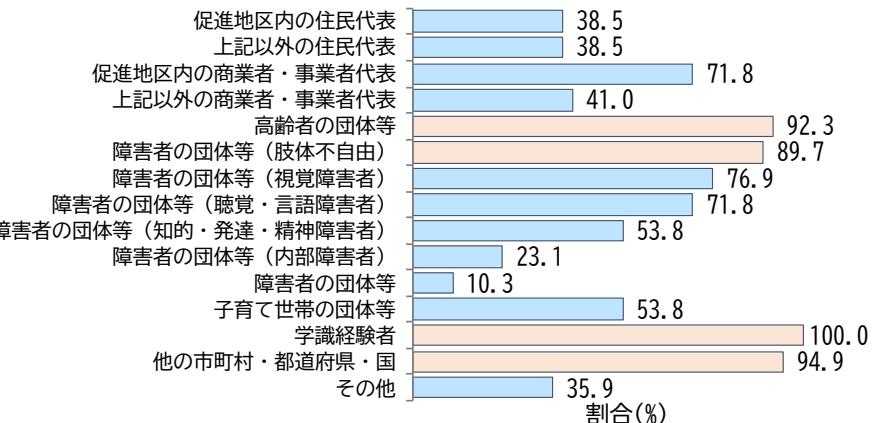
- バリアフリー基本構想



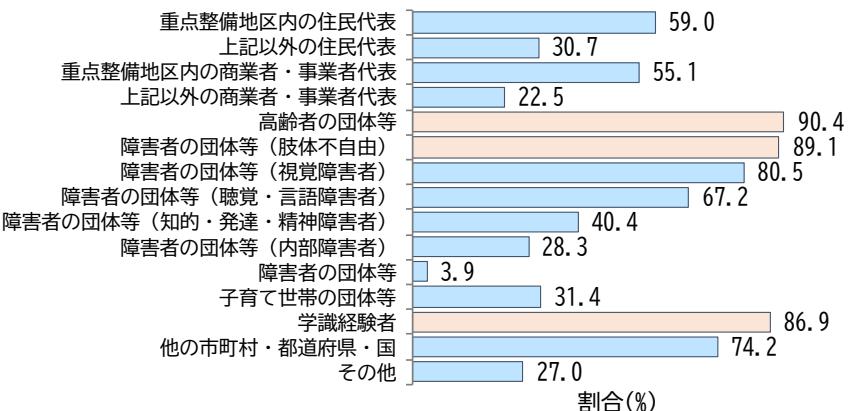
法定協議会を設置
76.2% (372計画)

■協議会の構成メンバー

- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)

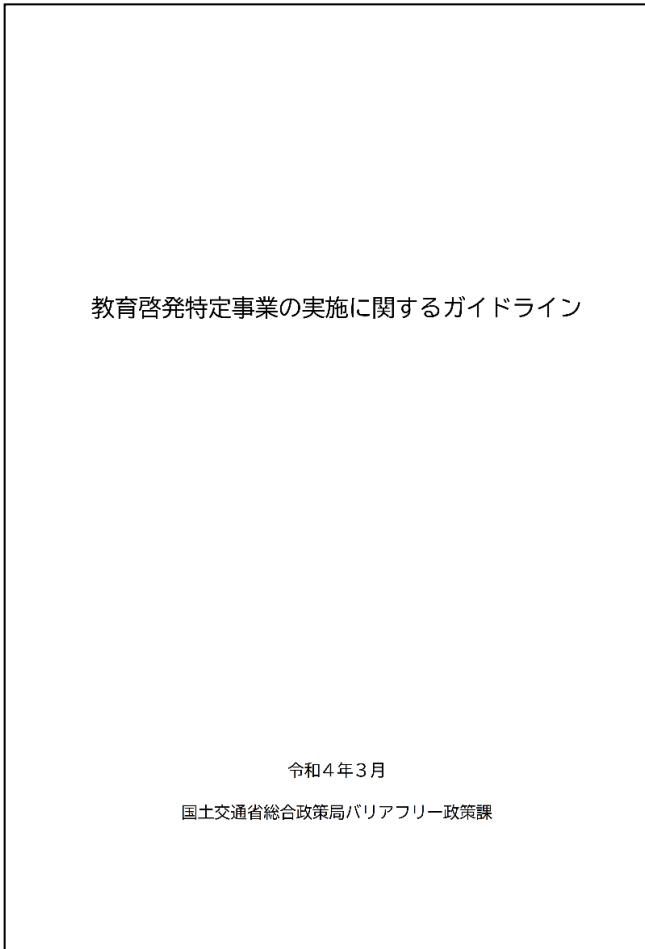


- バリアフリー基本構想



○ 支援ツールの作成

「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」を令和4年3月に作成。



教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン	
< 目次 >	
事例目次	1
はじめに	3
第1章 教育啓発特定事業について	6
1-1 教育啓発特定事業の実施のポイント	7
1-2 心のバリアフリーと障害の社会モデル	9
1-3 教育啓発特定事業の実施内容	14
1-4 教育啓発特定事業の進め方	17
第2章 実施マニュアル(バリアフリー教室編)	20
2-1 バリアフリー教室の意義と目的	21
2-2 バリアフリー教室の進め方	22
2-3 企画におけるポイントと留意事項	23
2-4 具体的な実施方法	30
2-5 フィードバック	34
第3章 実施マニュアル(まち歩き点検等編)	36
3-1 まち歩き点検等の意義と目的	37
3-2 まち歩き点検等の進め方	38
3-3 企画におけるポイントと留意事項	40
3-4 具体的な実施方法	44
3-5 フィードバック	47
3-6 多様なまち歩き点検等の取組	50
第4章 実施マニュアル(シンポジウム・セミナー編)	54
4-1 本マニュアルの役割	55
4-2 実施に当たっての検討事項	56
4-3 取組事例	62
第5章 実施マニュアル(適正利用等の広報啓発編)	82
5-1 適正利用等の広報啓発の意義と目的	83
5-2 適正利用の広報啓発で発信する情報	84
5-3 バリアフリーに関する情報発信について	89
5-4 情報発信に関する工夫や留意点について	93

- 令和2年のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）改正により、面的・一体的なバリアフリー化を図るために市町村が作成する計画（バリアフリー基本構想）に基づき、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業である**教育啓発特定事業**が創設。
- 本ガイドラインは、市町村等の教育啓発特定事業の継続的・計画的かつ円滑な実施を促進するため、**具体的な進め方についての標準的な手法や望ましい実施方法等をマニュアルとして示すもの。**
- 今後、本ガイドラインも参考としつつ、様々な取組が実施されることが期待される。

ガイドラインの構成

＜ガイドライン本編＞

教育啓発特定事業を実施する意義、計画的かつ継続的な実施の必要性、「心のバリアフリー」や「障害の社会モデル」について理解を得ることの重要性、障害当事者の参画の意義、学校と連携して実施する場合のポイント等を掲載。

＜教育啓発特定事業＞

①学校連携教育事業

児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
 (例) 学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室 等

②理解協力啓発事業

住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業
 (例) 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催 等

＜実施マニュアル＞

教育啓発特定事業としての実施が想定される代表的な4つの取組について、進め方、企画におけるポイントと留意事項、具体的な実施方法、フィードバックのやり方等について、実施事例等を紹介しつつ、標準的な手法や望ましい実施方法を提示。

(バリアフリー教室編)



(まち歩き点検等編)



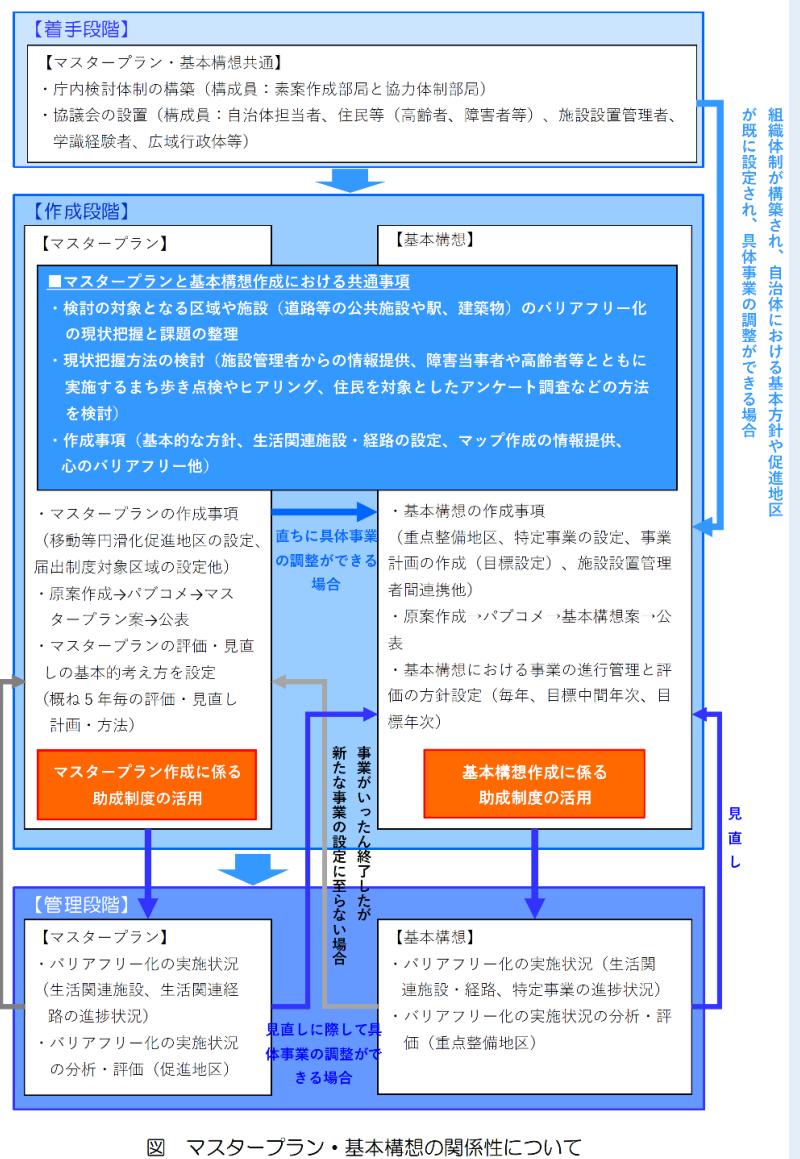
(シンポジウム・セミナー編)



(適正利用等の広報啓発編)



- バリアフリー法の概要等について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）について
- バリアフリー基本構想について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の作成状況と作成促進について
- **移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の同時作成について**
- 都市計画・立地適正化計画等とバリアフリー計画（マスタープラン・基本構想）の連携について
- 補助事業の紹介について


※マスター プラン、基本構想の主な共通事項（左図より抜粋）

- ・府内検討体制の構築
- ・協議会の設置
- ・バリアフリー化の現状把握と課題の整理（検討の対象となる区域や施設）
- ・現状把握方法の検討（まちあるき点検、ヒアリング、アンケート等）
- ・作成事項（基本方針、生活関連施設・経路、心のバリアフリー等）
- ・パブコメ

図 マスター プラン・基本構想の関係性について

出典：移動円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（P19）

- ・共通する作業・記載が多いため、同時作成が効果的
- ・MPを作成することでより広範囲の網掛けや促進地区内における施設間境界におけるバリアフリー化を図ることができる。

マスタープラン

基本構想

■共通事項(バリアフリー化の方針、調査等)

- ・検討の対象となる区域や施設（道路、駅、建築物等）のバリアフリー化の現状把握・課題整理等
- ・現状把握方法の検討（施設設置管理者からの情報提供、障害当事者や高齢者等とともに実施するまち歩き点検やヒアリング、住民を対象としたアンケート調査など）
- ・作成事項（基本的な方針、生活関連施設・経路の設定、マップ作成の情報提供、心のバリアフリー他）

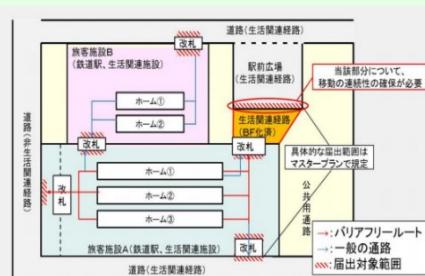
調査を基に個別の記載事項を設定

■マスタープランの作成事項

- ・移動等円滑化促進地区の設定
- ・心のバリアフリーに関する事項
- ・行為の届け出に関する事項



長崎市の事例：立地適正化計画の都市機能誘導区域を移動等円滑化促進地区と設定

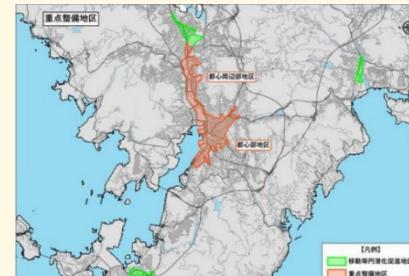


行為の届け出のイメージ：
施設間境界のバリアフリー化が可能

事業の具体化
事業の調整が完了した
エリアを選定

■基本構想の作成事項

- ・重点整備地区の設定
- ・特定事業に関する事項



長崎市の事例：特定旅客施設の含まれる
都心部エリアを重点整備地区と設定



三沢市の事例：
まち歩き点検等の調査
結果を基に、生活関連
施設・経路を設定。
事業の有無に関わらず、
今後バリアフリー化を図る
べき施設として、方針を
示す。



公共交通特定事業
ホームドアの設置 等

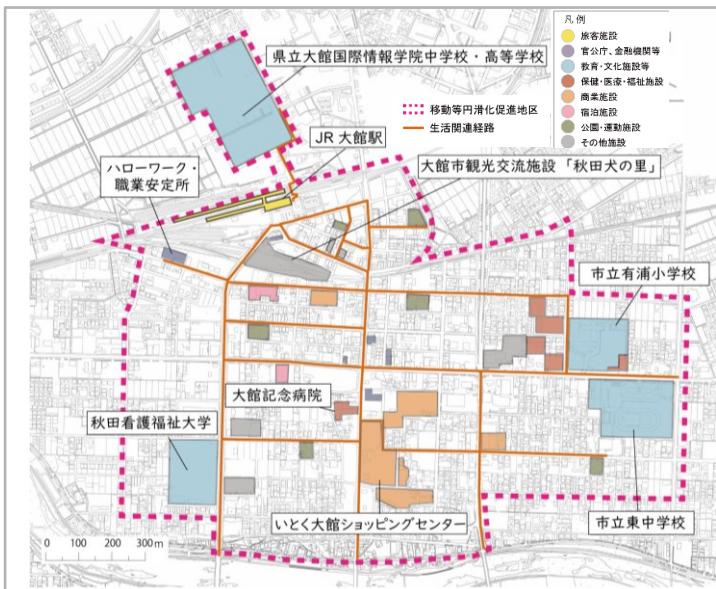


道路特定事業
歩道の段差解消 等

- マスタープランを作成し、**バリアフリー化の方針を示す**ことで、複数の関係者間で認識が**共有され**、事業者に**事業化に向けた準備期間を設ける**ことができる。また、基本構想では、**特定事業計画を策定する**ことで、**具体的な事業を実施できる**。

●マスタープラン：令和3年3月31日公表

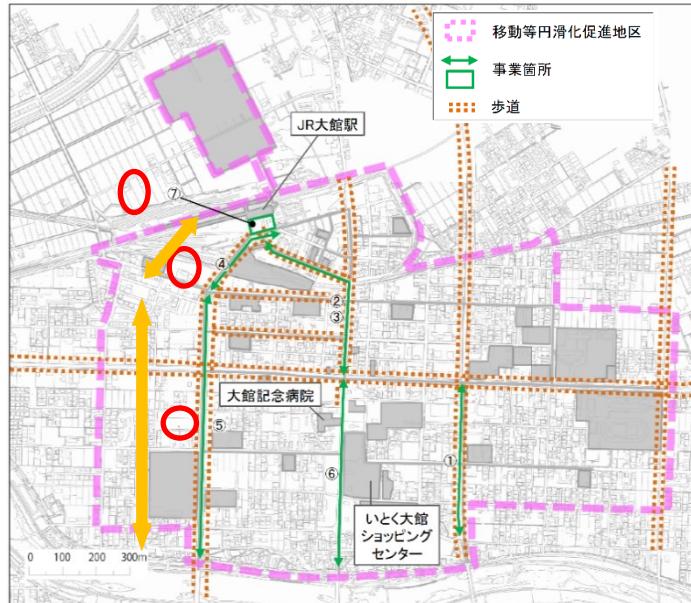
[例：大館駅周辺地区]



事業の方針

●基本構想：令和4年3月31日公表

[例：大館駅周辺地区]



事業の具体化

マスタープランに記載の事例～施策別の方針を記載～

- (道路) 歩道の設置、無電柱化等により安全に移動できる道路を目指す
- (公共交通) 駅では、高齢者や障害者等の利用状況を踏まえ、施設や設備等のバリアフリー化を推進する
- (建築物) 道路から敷地、施設内まで連続的なバリアフリー経路を確保する
トイレなど施設内の設備についてバリアフリー化の促進に努める

※ 事業者間調整が未了の段階であっても、バリアフリー化に係る方針を示すことができる。

具現化

基本構想に記載の事例～具体的な事業を記載～

- (道路) ④、⑤歩行空間の改善（大館市土木課）
 - ・電線共同溝による歩行空間の拡幅（R4～R8）
 - ・視覚障害者誘導用ブロックの設置（R4～R13）
- (公共交通) ⑦駅舎のバリアフリー整備（JR東日本：R4～R8）
 - ・エレベーターの設置、トイレのバリアフリー化、
 - ・プラットホーム等のバリアフリー化

※複数の関係者間で認識が**共有され**、調整が終了した事業から順次バリアフリー化事業を実施できる。事業化に向けた準備期間を設けることができる。

- バリアフリー法の概要等について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）について
- バリアフリー基本構想について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の作成状況と作成促進について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の同時作成について
- **都市計画・立地適正化計画等とバリアフリー計画（マスタープラン・基本構想）の連携について**
- 補助事業の紹介について

- ・都市政策的な計画（都市計画マスタープランや立地適正化計画）とバリアフリー計画（移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想）については、**基本的な記載事項は共通**する場合が多い。
- ・特にバリアフリー法令に規定する法定記載事項であれば、都市政策的な計画で求められる既往の記載で充足する場合も多いため、**都市政策的な計画作成・見直しに合わせ、バリアフリーに関する地方公共団体の最低限の方針**を示すものとして、当該**都市政策的な計画**の一部として、バリアフリー計画を同時に作成することも可能。
- ・まち歩き、住民アンケート、**当事者参画**等により、既往の都市政策的な計画に対し、**バリアフリーの記載を少し充実**させることが望ましい。

<都市計画マスタープラン>

- ・ **概要**
市町村の都市計画に関する基本的な方針
市町村が自ら定める都市計画のマスタープラン

- ・ **根拠条文**

都市計画法第18条の2

都市再生特別措置法第82条（立地適正化計画のみなし規定）

- ・ **記載事項**（法定記載事項はなし）

（平成5年6月25日建設省都計発第94号、都市計画法改正関連通達より）

- ① 都市づくりの具体性ある将来ビジョン
- ② 地域別のあるべき市街地像
- ③ 地域別の整備課題及びそれに応じた整備方針
- ④ 地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画 等

<移動等円滑化促進方針(マスタープラン)>

- ・ **概要**

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。

- ・ **根拠条文**

バリアフリー法第24条の2

- ・ **記載事項**（②～⑤法定記載事項）

- ① 移動等円滑化に関する基本的な方針
- ② 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
- ③ 生活関連施設と生活関連経路とバリアフリー化の促進に関する事項
- ④ 心のバリアフリー化に関する事項
- ⑤ 行為の届け出に関する事項
- ⑥ バリアフリーマップ作成に関する事項 等

<立地適正化計画>

- ・ **概要**（立地適正化計画作成の手引きより）

都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するための計画

- ・ **根拠条文**

都市再生特別措置法第81条

- ・ **記載事項**（法定記載事項は①のみ）

- ① 立地の適正化を図るための区域
- ② 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ③ 居住誘導区域と市町村が講ずべき施策
- ④ 都市機能誘導区域と市町村が講ずべき施策
- ⑤ 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な事業等
- ⑥ 防災指針に関する事項 等

<バリアフリー基本構想>

- ・ **概要**

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置づけた計画。

- ・ **根拠条文**

バリアフリー法第25条

- ・ **記載事項**（②～⑤法定記載事項）

- ① 移動等円滑化に関する基本的な事項
- ② 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
- ③ 生活関連施設と生活関連経路とバリアフリー化の促進に関する事項
- ④ 実施すべき特定事業に関する事項
- ⑤ 移動等円滑化のために必要な事項
- ⑥ バリアフリーマップの作成に関する事項 等

区域の設定

埼玉県戸田市 :

立地適正化計画(R1)、バリアフリーマスターplan(R2)、基本構想(R3)

都市機能誘導区域 :

駅を中心に、都市機能が一定程度集積した区域を設定。

移動等円滑化促進地区 :

都市機能誘導区域+障害当事者等が良く利用する施設が含まれる区域を設定。(駅中心半径1km以内)



都市機能誘導区域を中心に、住民アンケートの結果を反映し、生活関連施設と一緒に設定。



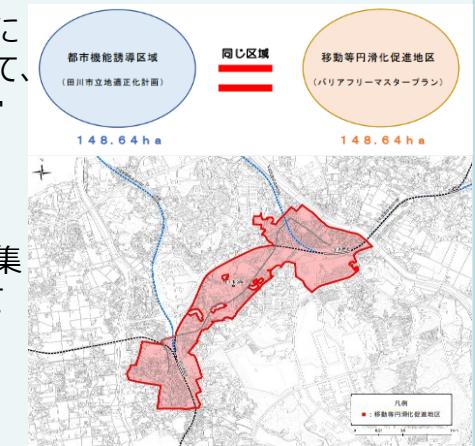
福岡県田川市 :

立地適正化計画(R2)、バリアフリーマスターplan(R4)

市の街づくりの方針に沿って、初めにバリアフリー化を進めていく地区として、駅周辺の中心拠点を移動等円滑化促進地区として設定。



医療、福祉、商業等の都市機能集約とバリアフリー化を市の取組として連動させている。



施設・経路の設定

福岡県田川市の事例

誘導施設(立地適正化計画に記載) :

住民アンケートを基に、中心拠点に必要な施設やよく利用する施設を抽出し、地区内に誘導すべき施設種別を示している。

生活関連施設(移動等円滑化促進方針に記載) :

常に多くの方が利用する施設、高齢者・障害者等が利用する施設を選定。

都市機能誘導施設と対応する場合が多い。
個別施設に対して、バリアフリー化状況調査をする場合や街歩き点検を実施することが望ましい。

都市機能	都市機能の内容	誘導施設（※1）
行政機能	中長期的な行政機能や市全域を対象とした国・県の出先機関のうち、幅広い世代を利用する機能	市役所、国・県の行政施設
介護福祉機能	市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	総合福祉センター
子育て機能	市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	子育て支援センター
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買物、食事、娛樂を提供する機能	大型商業・娯楽施設（※2）
医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）や夜間・休日等の医療を受けることができる機能	総合病院（※3）、急救センター
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能	銀行・信用金庫（※4）、労働金庫（※5）、田川地域の中核となる郵便局
教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービス及び情報交流の拠点となる機能	博物館、美術館、中央公民館（※6）、図書館（※7）、文化ホール、情報センター

区分	施設名称
駅	田川伊田駅 田川後藤寺駅
医療・福祉	村上内科医院 田川地区急救センター スマイルプラザ(田川市総合福祉センター)
金融機関	福岡銀行伊田支店 田川信用金庫西支店 西日本シティ銀行東田川支店 九州労働金庫田川支店 福岡中央銀行田川支店 田川信用金庫東支店 西日本シティ銀行田川支店 福岡銀行後藤寺支店
官公庁	後藤寺郵便局 伊田警察局 田川情報センター 福岡市田川総合庁舎 田川市治癒館 田川市役所 福岡労務局田川支局 田川労働基準監督署 福岡地方労働裁判所田川支部、田川簡易裁判所
宿泊施設	ホテルZ福岡田川店
駐車場	日の出町駐車場 後藤寺駅駐車場 伊田駅駐車場 バリアフリーの観点から必要に応じて追加
教育・文化施設	田川市立田川小学校 田川市立中央中学校 田川市立後藤寺小学校 田川市立歴史博物館
商業施設(商店街)	伊田商店街 後藤寺商店街

田川市の誘導施設

生活関連施設

- 都市計画運用指針（令和6年3月29日）では、立地適正化計画の作成に際し、
 - ・バリアフリー計画（移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想）との連携を図ることで、一体的なバリアフリー化の推進に有効と考えられること
 - ・作成や見直しを同時期に行う場合など、可能な場合に、それらを一体の計画として作成することも考えられることの旨が示されている。

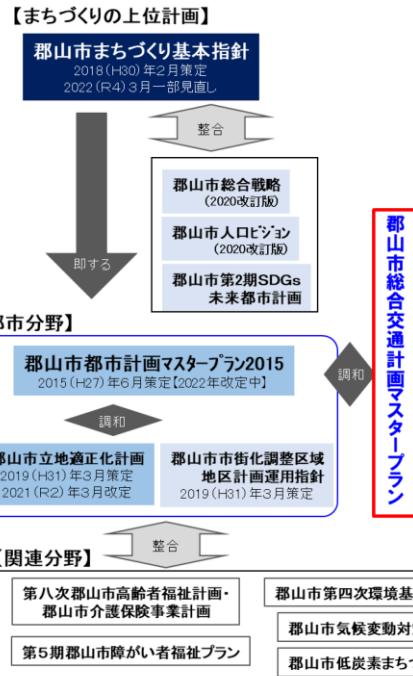
都市計画運用指針(新旧対照表)抜粋

改正(令和6年3月29日)	現行
<p>6. 他の計画との関係</p> <p>①～⑪(略)</p> <p>⑫ バリアフリー</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）においては、市町村は旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、施設と施設間経路を構成する道路等の一体的な整備を推進する観点から同法第二十四条の二第一項に規定する移動等円滑化の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）又は第二十五条第一項に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとされている。<u>立地適正化計画の作成にあたっては、これらの計画との連携を図ることで、面的・一体的なバリアフリー化が推進され、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に有効であると考えられる。</u></p> <p>なお、<u>立地適正化計画と移動等円滑化促進方針・基本構想の作成や見直しを同時期に行う場合など、可能な場合には、それらを一体の計画として作成することも考えられる。</u></p>	<p>6. 他の計画との関係</p> <p>①～⑪(略)</p>

他の行政計画と基本構想等一体の計画として策定した事例（福島県郡山市）

郡山市では、これまで別々に策定をしていた、総合都市交通関係計画とバリアフリー基本構想について、検討事項や検討体制が類似していた（協議会構成員が類似）ことから、**検討の合理化**のため、双方の**計画相互間の連携**を行うとともに、**検討体制を一本化**し、統合した総合交通計画マスターplanを策定。（令和5年3月）

【郡山市総合交通計画マスターplanの位置付け】



【検討体制】

郡山総合都市交通戦略協議会において、障害当事者団体の代表者が委員として参加しており、障害当事者の参画が図られている。

委員構成：学識経験者、住民及び利用者代表、物流団体、商工団体、交通事業者関係、道路管理者、福島県警察関係、地方運輸局、関係行政、市

【目次】

第1章 現状と課題

第2章 本市の都市づくりの方向性

第3章 総合交通計画マスターplanの基本的な方針及び目標等

第4章 目標実現に向けた交通施策及び施策別のプロジェクト

第5章 バリアフリー化の推進について

- 5-2 移動等円滑化促進方針(バリアフリーマスターplan)
- 5-3 移動等円滑化基本構想(バリアフリー基本構想)

【特定事業】

公共交通特定事業

【検討を要する特定事業】

特定事業	対象	主な事業	実施者
公共交通	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 旅客施設におけるバリアフリー設備整備 	交通事業者
	路線バス	<ul style="list-style-type: none"> 低床車両の導入 	交通事業者
	タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインタクシーの導入 	交通事業者
道路	生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の設置、歩道幅員の確保、段差解消 視覚障害者誘導ブロックの設置 道路の無電柱化 	道路管理者
路外駐車場	重点整備地区内	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者用駐車施設の設置 高齢者、障害者等のための駐車区画の設置 	施設管理者
都市公園	重点整備地区内	<ul style="list-style-type: none"> 園路やトイレのバリアフリー化 	公園管理者
建築物	重点整備地区内	<ul style="list-style-type: none"> 出入口や通路等の段差解消 視覚障害者誘導ブロックの設置 ピクトグラム活用など案内板の整備 	施設管理者
交通安全	生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> 音響式信号機の設置 エスコートゾーンの設置 	公安委員会
教育啓発	—	<ul style="list-style-type: none"> 職員の接遇向上に向けた研修 移動円滑化の促進に関する広報・啓発活動 バリアフリーマップの作成 	各事業者

第6章 計画の評価方法と進行管理

- 安中市では、**磯部温泉の観光誘致・活性化**を図るため、「磯部温泉地区」について、移動に制約のある高齢者や障害者等も安心して来訪いただけるよう、当該地区のバリアフリー化を推進することとしていた。
- 温泉街の玄関口である鉄道駅にエレベーターが設置されておらず、高齢者・障害者等の他、重い荷物を持つ旅行客等の移動に制約のある者の移動等円滑化を図るという、**地域の政策課題解決**のため、**関係者間の協議の場を設置できるバリアフリー協議会の仕組みを活用**すべく、令和5年に**基本構想等の策定の検討を開始**し、**令和6年5月に策定**。
- 今後の見直しを含む**検討の合理化**のため、都市計画・立地適正化計画とバリアフリー基本構想等の**計画相互間の連携・検討体制の一体化**も含め、今後検討。



(磯部駅) ホーム間移動のため、駅内にこ線橋、駅外に自由通路が設置されているが、エレベーター等の設置がなく、バリアフリー化されていない。



- バリアフリー法の概要等について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）について
- バリアフリー基本構想について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の作成状況と作成促進について
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）・バリアフリー基本構想の同時作成について
- 都市計画・立地適正化計画等とバリアフリー計画（マスタープラン・基本構想）の連携について
- **補助事業の紹介について**

基本構想策定段階

公共交通機関(補助事業)

地域公共交通確保維持改善事業

社会资本整備総合交付金／防災・安全交付金

バリアフリー環境整備促進事業

公共施設・住宅建築物等(補助事業)

ハード整備段階

都市鉄道整備事業

空港整備補助事業

鉄道施設総合安全対策事業

鉄道駅総合改善事業

地域における受入環境整備促進事業

道路事業

港湾事業

都市再生整備計画事業

都市公園・緑地等事業

河川事業

住環境整備事業

地域住宅計画に基づく事業

都市・地域交通戦略推進事業

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

既存建築物省エネ化推進事業

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

など

など

など

基本構想・マスタープラン作成に係る調査費等の補助

- バリアフリー基本構想・マスタープラン作成に係る調査費等に関する補助
 - 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）
- バリアフリー基本構想作成(基礎調査等含む)に関する補助
 - バリアフリー環境整備促進事業

基本構想・マスタープラン作成後に活用できるハード整備に関する補助

- 鉄道駅のバリアフリー改修に関する補助
 - 鉄道駅総合改善事業費補助(次世代ステーション創造事業)
 - 鉄道施設総合安全対策事業費補助(ホームドア整備)
- 建築物のバリアフリー改修に関する補助
 - バリアフリー環境整備促進事業
- バリアフリー交通施設整備に関する補助
 - 都市・地域交通戦略推進事業



社会资本整備総合交付金等にて支援

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想（※）の策定に要する調査経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業（教育啓発特定事業）を創設。公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

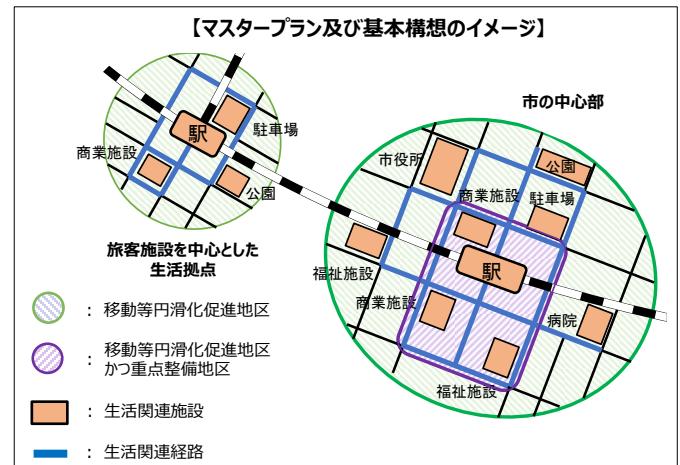
○補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）

○補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な調査経費

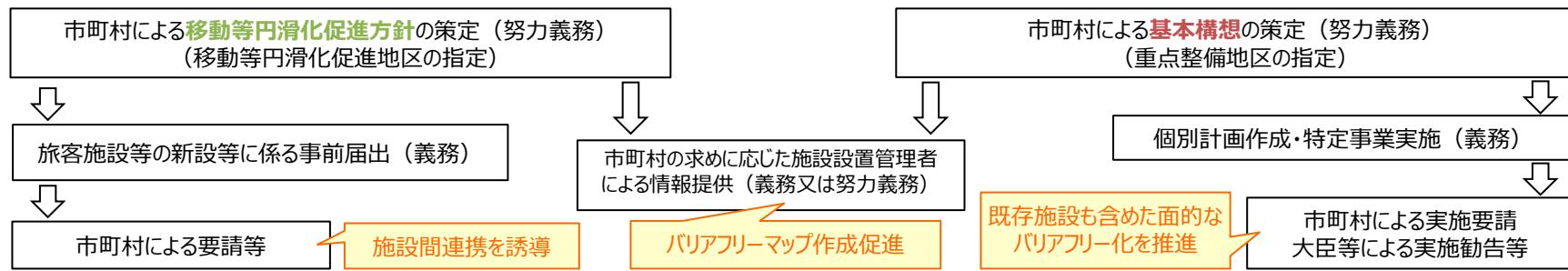
- ・協議会開催等の事務費
- ・住民・利用者アンケートの実施費用
- ・短期間の実証調査のための費用 等
- ・地域のデータの収集・分析の費用
- ・専門家の招聘費用

※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率：1／2（上限500万円）



«移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要»



«参考資料»

- ・『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』
- ・『交付要綱・実施要領』

: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定を支援する。なお、既存建築ストックのバリアフリー改修工事等の支援も可能。

交付対象事業者 地方公共団体

補助対象地域 全国

交付率 直接 1 / 3

交付内容 基本構想等の作成（バリアフリー環境整備の促進のためのコーディネート業務並びにバリアフリー条例の制定及び改正に必要な基礎調査等を含む。）

バリアフリー基本構想の概要

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から**面的・一体的なバリアフリー化が可能となる**。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

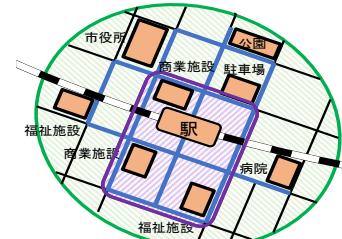
- ・ 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- ・ 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- ・ 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

- ・ 事業内容
 - ・ 事業者
 - ・ 事業実施時期
 - ・ 対象施設
 - ・ 整備内容
- 等を記載。



● 移動等円滑化のために必要な事項

- ・ 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

バリアフリー法（建築分野に限る）の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物
(例)「学校」「卸売市場」「事務所」「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他
(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1: 増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

2,000m²以上(公衆便所については50m²以上)の新築、増築、改築※1
又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保・車椅子使用者用のトイレがひとつはあるなど

※条例により、必要な事項の付加可。
※500m²未満の建築物について、規模に応じた基準の設定可。

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保・車椅子使用者用のトイレが必要な階にあるなど

計画の認定【法第17条】

(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

地域公共交通バリアフリー化調査事業とバリアフリー環境整備促進事業の活用について

	地域交通バリアフリー化調査事業 (地域公共交通確保維持改善事業)	バリアフリー環境整備促進事業 (社会資本整備総合交付金)
主な要件/事業主体	<p>■要件・事業主体</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー法第24条の四（マスタープラン）、第26条（基本構想）に位置付けられた協議会の構成員である市町村 基本構想の場合、公共交通特定事業及び教育啓発特定事業を位置付ける必要がある。 	<p>■事業の対象地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ①三大都市圏の既成市街地等 ②人口5万人以上の市 ③厚生労働省事業等の実施都市 ④都市機能誘導区域の駅周辺 ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域
交付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想の策定に必要な調査経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想及びバリアフリー環境整備計画作成 バリアフリー環境整備計画に係る移動システム等整備 認定特定建築物の移動システム等の整備 既存建築物バリアフリー改修
国費率/限度額	国：1／2（上限500万円）	国：1／3
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の事業に対して個別に補助 	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備計画への基幹事業としての位置付けが必要（計画単位での配布） 関連する事業について効果促進事業として実施可能
活用スケジュール (例年参考)	<ul style="list-style-type: none"> 5月 事業量調査（次年度の事業の概算調査） 11月 事業量調査（次年度の事業の概算調査） 12月 要望調査（次年度の国費要望） 翌3月 内示 	<ul style="list-style-type: none"> 8月 概算要望 翌1～2月 本要望 ※ここまでに計画へ位置付け 翌3月 各計画への内示
相談先	各地方運輸局 交通政策部バリアフリー推進課 内閣府沖縄総合事務局 運輸部 企画室	北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 各地方整備局 建政部（都市）住宅整備課 内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課

基本構想・マスタープラン作成に係る調査費等の補助

- バリアフリー基本構想・マスタープラン作成に係る調査費等に関する補助
 - 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）
- バリアフリー基本構想作成(基礎調査等含む)に関する補助
 - バリアフリー環境整備促進事業

基本構想・マスタープラン作成後に活用できるハード整備に関する補助

- 鉄道駅のバリアフリー改修に関する補助
 - 鉄道駅総合改善事業費補助(次世代ステーション創造事業)
 - 鉄道施設総合安全対策事業費補助(ホームドア整備)
- 建築物のバリアフリー改修に関する補助
 - バリアフリー環境整備促進事業
- バリアフリー交通施設整備に関する補助
 - 都市・地域交通戦略推進事業

※この他にも道路事業や市街地整備事業・都市公園緑地等事業等ハード整備に活用可能な補助あり。

目的

駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、駅改良と併せて行うバリアフリー施設、駅空間高度化機能施設の整備に対して支援する。

事業メニュー

駅改良、駅改良と併せて行うバリアフリー施設及び駅空間高度化機能施設の整備を支援

- 駅改良
 - ・ホーム・コンコースの拡幅等による安全性・利便性向上
 - ・跨線橋や人工地盤等の整備
- バリアフリー化
 - ・バリアフリー施設(エレベーター、ホームドア、バリアフリートイレ等)の整備
- 駅空間高度化機能施設の整備
 - ・生活支援機能施設(保育所、病院等)
 - ・観光案内施設(観光案内所、手荷物預かり所等)

補助率

[国] 補助率1／3以内

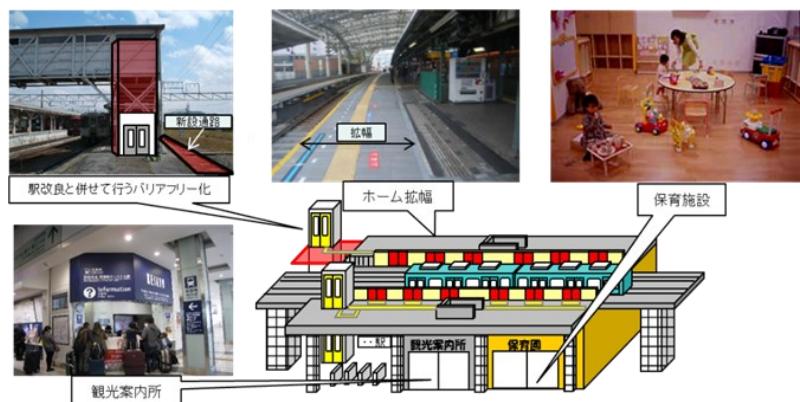
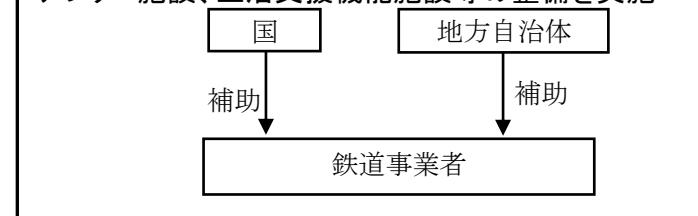
※バリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅のバリアフリー施設整備については、補助率1／2以内。

[地方] 国と同等以上

補助スキーム

①地方自治体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる
協議会において整備計画を策定

②整備計画に基づき、鉄道事業者が駅改良やバリアフリー施設、生活支援機能施設等の整備を実施



1. 目的・事業概要

【目的】

ホームにおける転落・接触等は、視覚障害者のみならず一般利用者においても多く発生している。転落・接触等の防止効果の高いホームドアについて、一般利用者を含めた全ての利用者の安全性の向上を図るための施設として、更なる整備を促進する。

【事業概要】

鉄軌道事業者が行うホームドアの整備に対して支援

2. 制度の内容

- ・補助対象事業者…鉄軌道事業者
- ・補助対象事業…鉄軌道駅におけるホームドアの整備
- ・補助率…補助率1／3以内
※バリアフリー基本構想に位置付けられた鉄道駅にては、補助率1／2以内



令和3年度以降の整備目標

(バリアフリー法に基づく基本方針)

■転落及び接触事故の発生状況、ホームをはじめとする鉄軌道駅の構造・利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、鉄軌道駅全体で3,000番線、うち1日当たりの平均利用者数が10万人以上の鉄軌道駅で800番線を整備。

【進捗状況】

- ・鉄軌道駅全体の総番線数: 19,919番線、総駅数9,390駅
(うち10万人／日以上駅 総番線1,056番線、総駅数212駅)
- ・鉄軌道駅全体の整備済総番線数: 2,484番線、整備済駅数1,060駅
(うち10万人／日以上駅 整備済番線数493番線、整備済駅数157駅)
[令和4年度末]

社会资本整備総合交付金等にて支援

民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の創設が必要）

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付率 1/3を国費で支援

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺

⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

支援概要

■バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援

■既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

【補助対象】

- バリアフリー改修工事に要する費用
 - ・段差の解消
 - ・出入口、通路の幅の確保
 - ・車椅子使用者用トイレの設置
 - ・オストメイト設備を有するトイレの設置
 - ・乳幼児用設備の設置
 - ・ローカウンターの設置
 - ・車椅子使用者用駐車施設の設置
 - ・駐車場から店舗までの屋根設置
 - ・視覚障害者誘導用ブロックの設置
 - ・点字・音声等による案内板の設置
 - ・トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
 - ・集団補聴設備の設置
 - など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターの設置



視覚障害者誘導用ブロック、
点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

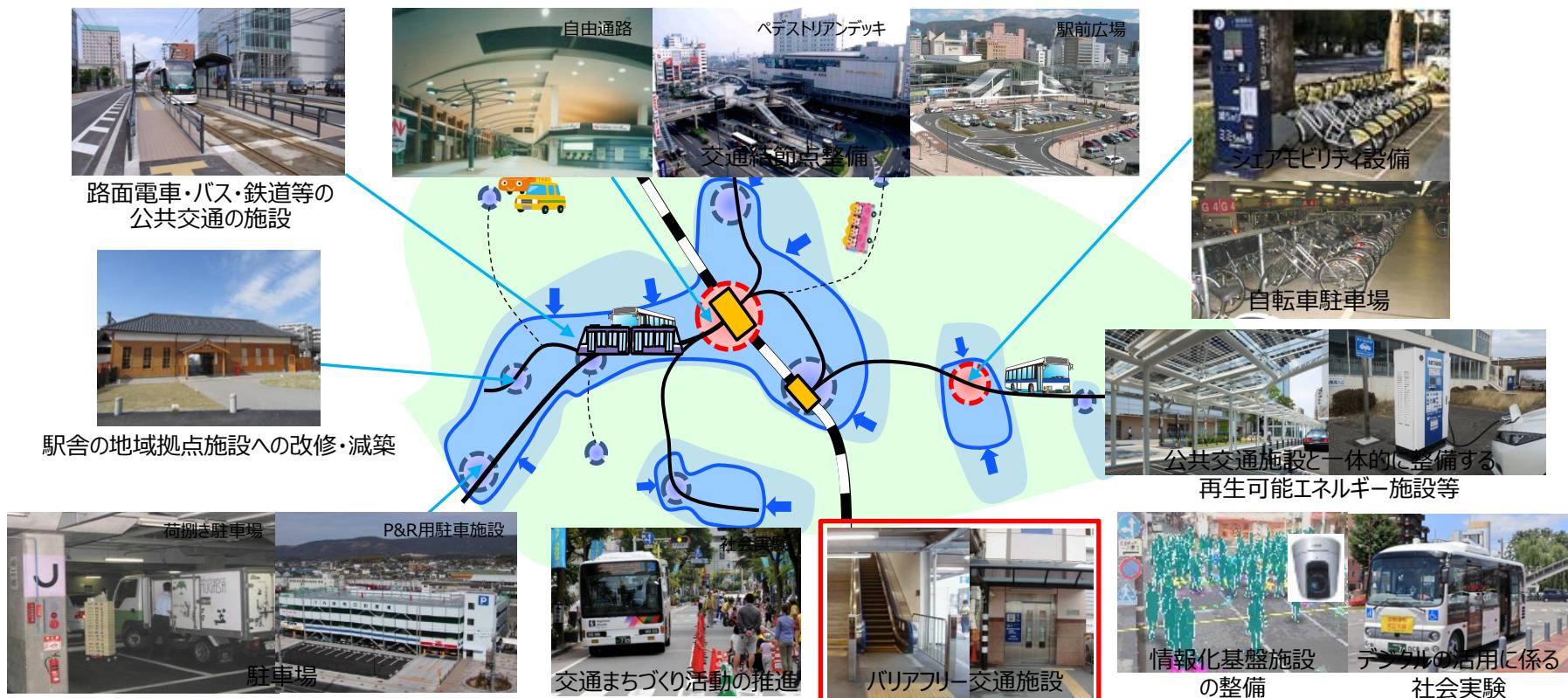
写真的出典:高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)

都市・地域交通戦略推進事業

社会资本整備総合交付金等にて支援

- 概要：徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者：地方公共団体※1、法定協議会※2、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人等
- 施行区域：①都市・地域総合交通戦略を策定している区域、②立地適正化計画を策定している区域、
③バリアフリー基本構想に定められた重点整備地区、④歴史的風致維持向上計画の重点区域、⑤地方踏切道改良計画に定められた区域
- 補助率：1／3※3

※1 交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等(独立行政法人都市再生機構や特定非営利活動法人等を含む)も事業実施可能
 ※2 整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
 ※3 立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業等は補助率を嵩上げ(1/3→1/2)



ご清聴ありがとうございました